

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

平成27年3月9日（第1日目）

議 長（佐々木雄一君）

ただいまから平成27年第1回平泉町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日から3月定例会が始まるわけですが、会議に入るに先立ちまして、未曾有の被害をもたらしました東日本大震災から明後日で4年を迎えるに当たり、震災で犠牲になられた方々のご冥福と被災地の一日も早い復興を祈り、皆さんで黙禱をささげたいと思います。

ご起立願います。黙禱。

（黙 禱）

議 長（佐々木雄一君）

黙禱終わります。

ご着席願います。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

次に、平成26年に採択された請願・陳情の処理の経過及び結果の報告について町長から報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から平成26年11月分から平成27年1月分の現金出納検査の結果について及び平成26年度11月定期監査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、閉会中の報告事項については、印刷してお手元に配付したとおりですのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

議 長（佐々木雄一君）

続いて、広域連合議会議員から岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、石川章議員。

7番、石川章議員。

7 番（石川章君）

それでは、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

多岐にわたって見ていく資料がございますので、はしょってご報告いたしますのでご理解をお願いいたします。

それでは、諸報告の25ページをお開きをお願いいたします。

平成27年2月、岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会。

1、期日、平成27年2月19日、午後2時。

2、場所、岩手県自治会館3階第1会議室でございました。

3、付議事件、(1)選挙第1号、岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙。

(2)議案第1号、岩手県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例。

(3)議案第2号、岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例。

(4)議案第3号、岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例。

(5)議案第4号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例。

(6)議案第5号、平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)。

(7)議案第6号、平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。

(8)議案第7号、平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。

(9)議案第8号、平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算。

以上、選挙第1号及び議案第1号から議案第8号の議案が審議され、全てが可決決定されました。

27ページをお開きをお願いいたします。

議案第1号、岩手県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例。

提案理由といたしまして、行政手続法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる「処分等の求め」の手続、法律または条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求め」の手続の新設等、所要の改正をしようとするものである。

それから、28ページの裏をお開きをお願いいたします。

議案第2号、岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例。

提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨を踏まえ、広域連合が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、並びに特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずる等、所要の改正をしようとするものである。

次に、30ページの裏をお開きをお願いいたします。

議案第3号、岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例。

提案理由、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

次に、31ページの裏をお願いいたします。

議案第4号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改

正する条例。

提案理由ですが、後期高齢者医療制度臨時特例基金に係る予算を一般会計から後期高齢者医療特別会計に変更するとともに、平成27年度における保険料軽減措置の実施に伴い、所要の改正をしようとするものである。

次に、33ページをお開き願いたいと思います。

議案第5号、平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ195万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,329万4,000円とするものであります。

次に、35ページをお開き願いたいと思います。

議案第6号、平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億5,735万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,557億1,721万1,000円とする。

次に、50ページをお開き願いたいと思います。

議案第7号、平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,232万6,000円と定めるものであります。

それから、61ページをお開き願いたいと思います。

議案第8号、平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,534億3,168万7,000円とする。

この詳細につきましては、37ページから41ページ、42ページから49ページ、それから64ページから78ページに記載されておりますので、後でお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わりといたします。

ありがとうございました。

議長（佐々木雄一君）

これで広域連合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告をお願いいたします。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、行政報告をいたさせていただきます。

12月13、14日、平泉の農産物、当地域の農産物のPRに、甲子園ボウル、大学選手権であります。一関市長と私とあとJA平泉の鈴木組合長と3人で甲子園に出向いて、PRをやってまい

った所存であります。

12月21日、骨寺村莊園中尊寺への米納めに参加させていただきました。

年が明けまして、1月1日になります。継続23年になりますか、磐井の清水若水送りの行事に出席させていただきました。180名ほどの出席でありました。

1月7日が毛越寺の二十日夜祭の世話人会ということで出席いたしましたが、1月20日には恒例の毛越寺での常行堂の二十日夜祭が開催されております。

進みまして、1月23日になります。黄金沢の土地開発地権者会の臨時委員会がありまして、黄金沢の地権者会が正式に解散ということになりました。ご承知のとおり、ソーラーの誘致により解散ということになります。

1月30日になります。仮称になりますけれども、平泉スマートインターチェンジの説明会ということで、今年2回目ということになります。地元の地権者並びに地元の関係する区長さん方にご案内を申し上げての説明会をやらせていただいたところであります。

2月10日になります。長島小学校の消防クラブの退団式が行われております。

2月11日が建国記念の日奉祝行事であります。建国祭に参加させていただいております。

2月18日になります。企業情報交換会 in いちのせきということで、一関管内の企業の方々の会がありますが、その会の中での企業情報交換会に出席させていただいております。

2月22日になります。生涯学習町民のつどいが開催されております。町内各班、多くの方々にご出席を賜りましての生涯学習の町民のつどいとなりました。特に中学生、小学生の今年度の、特に優秀な成績を県内の大会でもおさめられておりますので、そういった児童・生徒の発表等も行われ、参加された町民の方々にも大変な感激と拍手をいただいているところであります。

3月4日になります。長島地区の学童クラブになります。議会の皆様方にも大変ご心配をおかけいたしておりましたし、また地域の皆さんにもぜひ長島地区にも学童クラブを設置してほしいという要望もありまして、かねてより当局でもいろいろと協議してきたところでありますが、まさに地元のPTA、そして保護者会、そして区長を初め、民生委員初め関係の皆様方には大変なご尽力をいただいたところであります。3月4日に設立総会をさせていただきます。

3月8日になります。昨日、陸前高田市におきまして、東日本大震災追悼式が行われまして、出席させていただいております。高田小学校でありましたが、会場いっぱい、本当に子供さんから杖をついて出席された方もありますし、多くの方々が出席されておりました。皆さんで冥福をお祈りいたしたところであります。

以上であります。

議長（佐々木雄一君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議長（佐々木雄一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、7番、石川章議員及び8番、小松代智議員を指名します。

議長（佐々木雄一君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの10日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付した会期日程表により行いたいと思いますのでご了承願います。

議長（佐々木雄一君）

日程第3、平成27年度町長施政方針演述を行います。

町長、登壇願います。

町長（青木幸保君）

平成27年第1回平泉町議会定例会の開催に当たりまして、平成27年度の町政運営の基本方針及び主要な施策について、所信の一端を申し上げます。

平成26年度の情勢を見ますと、我が国の経済は安倍内閣が進める「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」、いわゆる「三本の矢」の推進により、緩やかな回復基調が続いていると言われております。

しかしながら、実際は個人消費等に弱さが見られ、現在は回復したものの、年度前半には実質GDP成長率がマイナスとなりました。こうした経済動向の背景には、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、さらには消費税率引き上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追いついていないことなどがあると考えられます。これらによって、景気回復の実感是一部企業や地域に限定的なものとなっております。

また、先行きが不透明なTPP交渉や農協改革につきましては、非常に大きな問題であることから、今後も注視しなければなりません。

このような状況のもと、平泉町は時代のすう勢を見定めつつ、当町ならではの独自性を強く前面に押し出し、町民、さらにはその代表である議会との対話を一層重視、尊重しつつ、町民総参加の仕組みを構築し、さまざまな取り組みを進めてまいります。

平成27年度の予算編成につきましては、一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算の総額は67億600万円余り、前年度比5.5%増といたしました。このうち一般会計予算においては、対前年比8.6%増の46億1,300万円といたしております。

歳入面では、地方消費税交付金の増や道の駅整備事業等に伴う国庫支出金の増、農地機構集積協力金交付事業等に伴う県支出金の増となる一方、財産収入が大幅に減となる見込みであり、地方債の発行に加え、財政調整基金及びその他の主要基金を一部取り崩して必要な財源を確保したところであります。

歳出面では、道の駅整備事業、8路線の町道整備事業等のインフラ整備事業を継続実施するほか、地域活力推進費を復活し、行政区地域課題対応事業に取り組みます。また、放課後児童対策事業の拡充や、各種予防接種・検診とともに町単独医療費助成事業を継続するなど、子育てに優しい住みやすい環境づくりに重点を置き予算配分を行いました。

特別会計では、簡易水道事業特別会計において、舞川地区配水管布設工事を引き続き実施しますが、事業規模が縮小されたことから、対前年比28.0%減の1億4,000万円余、農業集落排水事業特別会計において、施設機能強化事業に伴い37.1%の増、9,000万円余、水道事業会計においては、県道中尊寺線改良工事等に伴う配水管布設工事に伴い、4条予算で前年度比9.3%減の1億3,700万円余といたしました。

前期基本計画には、「やすらぎと文化をおりなす千年のまちづくり」という将来像を実現するため、戦略1「町民と行政が共につくる協働のまちづくり体制の確立」、戦略2「やすらぎと文化のまちづくりの推進とその特色を活かした交流のまちづくり」、戦略3「多くの町民が強く望んでいる安全・安心なまちづくりの推進」という3つの戦略と、「世界遺産まちづくりプロジェクト」という1つのプロジェクトが、主要施策を横断的に取り組むまちづくり戦略として位置づけられております。

また、基本目標1「みんなにやさしい 健康・福祉・子育て応援のまち」、基本目標2「みんなで作る 魅力と活力にあふれる産業のまち」、基本目標3「みんなが主役 人が輝く教育・文化・スポーツのまち」、基本目標4「やすらぎの確保 自然にやさしい快適生活環境のまち」、基本目標5「ふれあいの醸成 定住と交流を支える生活基盤のまち」、基本目標6「ともに歩む みんなで進める協働のまち」という6つの基本目標があります。これらの実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。

平成27年度は、新平泉町総合計画前期基本計画の最終年度であることから、状況に応じて毎年ローリングした実施計画の達成状況等の総括を行います。体育館建設につきましては、公民館や図書館等の社会教育施設とともに整備を進める方向で検討してまいります。その上で、それらを

盛り込んだ平成28年度からの5年間の後期基本計画の策定に全力を挙げる所存であります。

重点的に行う施策。

次に、平成27年度の基本施策において、重点的に行う施策について申し述べます。

道の駅の整備。

当町は、平泉の文化遺産が世界文化遺産登録を果たし、その名を世界に知らしめた今、その効果を農業、そして商工業に波及させ、経済的に豊かな地域づくりに役立てなければなりません。その役割を果たすものの一つが、(仮称)道の駅平泉だと考えております。

(仮称)道の駅平泉は、訪れる観光客に対し当町の農産物等をアピールし、あわせて世界文化遺産や観光情報を発信する大きな場になります。また、中心市街地の東に位置していることから、現在の中尊寺と毛越寺を結ぶ直線的な交通の流れを周遊する動線へと変化させると考えられており、観光客の滞在時間を延ばす効果も期待されております。さらには、非常用発電施設や防災トイレ、大型の受水槽を配備することから、防災施設としても活用できます。

平成27年度につきましては、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所とともに、盛り土工事、建築工事を進めてまいります。並行いたしまして、管理運営組織の株式会社化、地域農業者や商工業者等による出荷者協議会の立ち上げを積極的に支援し、第71回国民体育大会の開催に合わせて、平成28年の開業を目指してまいります。

スマートインターチェンジの整備。

(仮称)平泉スマートインターチェンジの整備は、単に交通の利便性を高めるにとどまらず、東日本大震災津波の被災地等との距離を短縮し、地域間のスピード化を促進することから、当町に限らず周辺地域一帯の発展に寄与するものです。また、周辺開発、土地利用に大きく影響するものであり、さらには町の経済発展にも多大な影響を及ぼすと考えられることから、多角的な検討と大きな構想を持って推し進めてまいります。

平成27年度におきましては、地権者のご理解とご協力をいただきながら、ネクスコ東日本との連携を密に図り、事業を円滑に進めてまいります。

町民総参加のまちづくりの推進についてであります。

町民総参加のまちづくり体制の確立につきましては、地域力を高め、町民みずからが地域のことを考え、主体的に行動し、行政も地域とともに努力することが必要であると考えております。そのような意味からも、多くの町民が意見等をまちづくりに反映し、主体的にまちづくりに参加できるよう努めてまいります。これが「チーム平泉」の第一歩です。その最初の取り組みとして、行政区単位の町政懇談会を開催いたします。

まちづくりの重要な担い手となる町民団体やボランティア団体等の自主的な活動に対しましては、引き続きまちづくり交付金によって支援を図ってまいります。

また、行政区地域課題対応事業を復活させ、町民と一体となって課題解決に取り組んでまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、岩手県や関係機関・団体とより一層の連携を図りながら普及啓発に努め、町民や事業者の方々の理解を促し、各種講座の開設や女性のための相談事

業、さらには活動団体への支援などを積極的に実施し、男性も女性も生き生きとお互いを尊重し合いながら暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

放射線対策についてであります。

放射線量測定につきましては、毎月の定点調査を初めとし、公共施設調査、行政区別調査などの測定を継続するほか、平成26年度に実施した一般宅地のホットスポット調査についても継続調査してまいります。

放射線量低減化対策につきましては、一般宅地についてはホットスポット調査を踏まえて対応することとし、側溝土砂については一斉清掃で要望のあった地区と土砂の状況や一時保管の方法などについて協議の上、対応してまいります。

東京電力への損害賠償につきましては、農林業、観光業等の民間賠償については賠償状況の把握に努めるとともに、自治体賠償については原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申し立てを踏まえて、和解合意等に向けて対応してまいります。

また、平成25年度以降の損害賠償につきましても、岩手県と連携しながら実効ある対策を講じてまいります。

さらに、原発放射線対策本部会議において、関係する部署と情報共有を図りながら、子供の健康や学校給食、農産物等の安全対策等、町としての必要な対策を協議してまいります。

放射線が健康に与える影響につきましては、岩手県が実施しているサンプリング調査及び当町で実施している放射線内部被曝健康影響調査の継続調査結果において、放射性セシウムが「不検出」となっております。

新たに、今年度は4歳から22歳までの希望者を対象に、甲状腺検査に対する助成を実施してまいります。

子育て支援と医療・福祉の充実についてであります。

医療面に関する子育て支援の充実につきましては、少子化対策の一環となるよう、安心して子供を産み育てられる環境づくりとして、妊婦健診及び予防接種の公費助成の継続、家庭訪問や来所による相談対応、歯科衛生教育など母子保健の充実を図ってまいります。

また、不妊に悩む夫婦への支援として、不妊治療につきましては、特定不妊治療に加え助成対象を一般不妊治療まで拡大するとともに、制度の周知に努めてまいります。

さらに、療育教室については、体制を充実させ、年中児教室の開催など就学前児童の療育と就学後へのつながりをもった支援の充実を図ってまいります。また、専門職による発達相談、言語相談を進めてまいります。

環境面に関する子育て支援の充実につきましては、子ども・子育て支援新制度のもとで、子ども・子育て支援事業計画に基づいて各種施策を着実に推進し、子育て家庭の生活実態や多様化する利用者のニーズに対応した保育サービスの提供を図ってまいります。

在宅で子育てを行う家庭に対しましては、子育て支援センターが中心となり、関係機関と連携して支援してまいります。

また、子ども・子育て支援新制度により国の保育料の基準が見直されたことに伴い、保育料の

改正を行ってまいります。

さらに、放課後児童健全育成事業では、長島地区の学童クラブが開設する運びとなったことから、事業の円滑な運営と長島地区の児童の安全な放課後の過ごし方を支援してまいります。

保健・医療の充実につきましては、健やかな生活を営むことは町民誰もの願いであることから、この実現に向け「健康ひらいずみ21（第2次）」プランに基づいた各種健診や健康教室、相談事業を通し、健康の保持や個人に合わせた支援を図ってまいります。今年度は、「身体活動・運動」及び「こころの健康（睡眠）」を重要領域に定め、より具体的に取り組みを進めてまいります。

医療対策につきましては、一関市医師会等のご協力をいただきながら、在宅当番医制事業、小児・成人夜間救急医療対策事業、第二次救急医療事業により広域での地域医療体制の充実を図ってまいります。

また、「平泉町在宅医療介護連携推進会議」を開催し、医療と介護の連携を推進してまいります。

地域福祉につきましては、地域福祉計画を策定し、関係機関との連携のもとに、地域福祉を推進するための仕組みづくりに努めてまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活が送れるよう、「高齢者総合相談センターひらいずみ」等との連携により、相談事業、介護予防事業を継続的に実施し、認知症の予防や健康レベルの維持、向上を図るとともに、介護予防ボランティア組織への支援継続や認知症サポーター養成を行い、高齢者を地域で支援する体制づくりを強化してまいります。

また、在宅介護の支援といたしましては、家族介護手当、タクシー料金の助成等、高齢者福祉サービス事業を引き続き行い、さらに新たに訪問口腔検査を実施してまいります。

さらに、今年度は第6期介護保険事業計画の初年度となりますので、一関地区広域行政組合と連携を図りながら、介護保険制度への円滑な対応に努めてまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、障がいのある方が自らの力で暮らしていけるよう、日常的な相談から保健・医療・福祉サービスの提供、住まいや就労の場の確保など地域生活を支援する相談体制を、一関市と共同設置している「一関地区障害者地域自立支援協議会」との連携により推進してまいります。

また、関係機関やサービス事業所と連携し、障がいの特性を踏まえた必要なサービスの提供を行うとともに、介護者や家族の負担を軽減するため、日中一時支援事業や移動支援事業を継続して行ってまいります。

さらに、障がい者の人権や財産を守る成年後見制度の利用支援の取り組みを進めてまいります。少子化・定住化対策についてであります。

少子化・定住化対策につきましては、縁結びコーディネーターを創設し、婚姻率を上げることに努め、さらに民間団体と連携しながら、出会いの場を設ける活動を推進してまいります。

また、町営住宅の跡地利用について、分譲化を検討するなど、定住化を促進してまいります。

さらに、要望が多い子育て世代が集える公園の設置につきましては、現在ある公園の機能強化等を検討してまいります。

農林業の振興についてであります。

農業の振興につきましては、農村の過疎化を背景に農業者の高齢化や農業後継者不足により耕作放棄地の増加が深刻化していることから、地域農業マスタープランを見直し、農地中間管理事業による地域農業の担い手への農地の利用集積や農作業受委託の促進等を図りながら、意欲と能力のある認定農業者の支援に取り組むとともに、新規就農者支援事業による農業後継者及び新規就農者の育成・確保に努めてまいります。

また、農業を取り巻く環境につきましては、ＴＰＰや大雨による異常気象、さらには米価の下落など大変厳しい状況にあります。特に水田農業に対しましては、経営所得安定対策など米政策が見直されるとともに、農地中間管理事業及び日本型直接支払制度などの対策が講じられたことから、関係機関と連携を図りながら積極的に取り組んでまいります。

一方、中山間地域におきましては、耕作放棄地の防止及び農業・農村の多面的機能の確保に向けて、農家と地域、関係機関が連携して条件不利地域での農業生産活動の維持に取り組んでまいります。

農業の６次産業化により先進的な農業経営に取り組んでいる農業団体につきましては、町単独の補助事業による加工施設の整備や機器等の導入、加工特産品の開発、販売ルートの開拓や経営指導等の支援を行ってまいります。特に道の駅の管理運営組織と連携し、農産物生産出荷組織の設立や育成に関し支援をしてまいります。

さらに、新たに農業女性の組織化の支援にも取り組んでまいります。

都市と農村との交流につきましては、グリーン・ツーリズム推進協議会の積極的な誘致活動の展開により、震災で中断していた「教育旅行」の受け入れを再開しております。

さらには、ウェブサイト「とまり一な」での民泊を活用したグリーン・ツーリズムの魅力を発信するとともに、体験メニュー及び受け入れ農家の参加拡大を推進するなど積極的に取り組んでまいります。

畜産の振興につきましては、福島原発事故の影響による汚染牧草の早期再生と、安全・安心な粗飼料の供給に向けて、畜産農家や関係機関との連携による適正処理対策を引き続き実施してまいります。

さらに、死亡牛処理につきましては、処理業者の経営破綻による経費の増加に対する補助を行い、畜産農家の負担軽減を図ってまいります。

また、飼養頭数の減少や飼料の高値など経営環境悪化が続く中、繁殖牛や肥育素牛への補助金の活用による産地形成と担い手の育成を図るため、いわて南牛振興協会を中心に、首都圏を初め県内外でのイベントによる販売促進を通じて取り扱い店舗を拡充していることから、当町においてもブランド牛「いわて南牛」を安定供給できる地盤の確立を目指し、畜産農家を一層支援してまいります。

林業の振興につきましては、平泉町森林整備計画に基づき、適正な森林整備や計画的で的確な

森林の保全、特に民有林の除間伐等の整備を支援し、さらには森林病虫害防除を引き続き進めてまいります。

平泉古事の森事業につきましては、小学生への森林学習や一般も対象とした育樹作業を通して、木の文化の伝承や森林への理解を深めるとともに、貴重な歴史的木造建造物を維持・継承するための森林づくりの普及を引き続き進めてまいります。

東稲山に関しましては、西行桜の森を初めとする東稲山の桜情景復活を検討協議し、地域の町民と行政が一体となり活動と整備を進め、西行桜の森まつり等のイベントの開催や、施設PRにより利用者の増加を図りながら、世界遺産の町にふさわしい景観づくりと森林環境の保全に努めてまいります。

農業用施設につきましては、自然災害対策も踏まえ、老朽化した水路施設などの維持更新に向けて、関係機関及び団体と連携しながら計画的な整備を促進してまいります。

商工業の振興についてであります。

商業の振興につきましては、平泉商工会等と連携を図りながら、商店街の魅力や経営力の向上を狙いとして、経営指導のコンサルタントを商店街に派遣する岩手県の「ウルトラD」研修事業の導入、産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定を目指すとともに、空き店舗の有効活用を目的とした「空き店舗対策事業」を継続しつつ、特に中尊寺通りの活性化に向けた取り組みを行ってまいります。

また、平泉商工会が地域づくりの一環として取り組んでいる平泉ブランド65品目を初めとした特産品につきましては、「浄土の風・平泉オンラインショップ」等を活用し、広く県内外へアピールし、消費者の信頼を高めてまいります。

工業の振興につきましては、平泉町中小企業振興資金貸付制度を活用し、中小企業が町内金融機関から低金利での融資を受けられるなど、資金調達の円滑化に向けての支援を行ってまいります。

企業誘致につきましては、東日本大震災津波で被災された地域の復興を支援する企業の誘致活動とあわせ、新たな雇用の創出や地元企業の受注増など、地域経済への波及効果を最大限生かすため、（仮称）平泉スマートインターチェンジの整備による立地の優位性をアピールしながら、関連企業の誘致活動に積極的に取り組んでまいります。

また、新たに企業懇談会を開催し、企業の動向やニーズを的確に把握し、企業誘致等の施策への反映に努めてまいります。

黄金沢地区太陽光発電事業につきましては、事業の推進にあわせて関連企業の立地を推進してまいります。

国際リニアコライダーの誘致についてであります。

I L C国際リニアコライダーが誘致されるならば、関連企業が集まり、産業や経済が大きく発展すると言われております。また、開発された技術は、工業のみにとどまらず、新薬の開発等、医療関係にも役立ちます。さらには、海外からの研究者が1,000人以上も訪れることから、国際色が豊かになり、将来を担う子供たちにとって大きな刺激になることは間違いありません。すな

わち、平安時代以来、この周辺が大きく変化するチャンスであり、「平泉の文化遺産」と並んでの宝となります。

国際リニアコライダーの誘致につきましては、関係機関と連携を図りながら、情報収集、意見交換を行い、普及啓発に努め、近隣市町村とともに積極的に取り組んでまいります。

安全・安心なまちづくりについてであります。

地域防災力の充実につきましては、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団員の装備品などの活動支援を行うなど消防団の強化を図り、町民の安全確保に努めてまいります。

また、地域における防災体制の強化に向け、自主防災組織の連絡協議会の設立に向けて取り組んでまいります。

さらに、防災対策につきましては、防災対策の強化や防災意識の高揚に向けた取り組みを推進し、地域防災力の向上を図ってまいります。

避難行動要支援者につきましては、避難行動支援に関する取り組み指針に基づいて、現行の災害時要援護者支援プランを見直し、関係機関と連携を図りながら、避難行動要支援者の個別支援計画の策定に努めてまいります。

観光の振興についてであります。

観光客の受け入れ態勢の充実につきましては、何度でも気持ちよく当町を訪れていただけるよう、観光案内所での案内業務の充実や巡回バス、レンタサイクル、超小型モビリティを活用した2次交通の充実に努めてまいります。

また、国の施策や円安等を背景として外国人観光客が増加傾向にあるため、外国人観光客に対応するおもてなし研修会の開催、さらには官民協同で公衆無線LANの整備に努めるなど、当町を訪れる人たちが来てよかったと思える取り組みを進め、平泉ファンの増加に結びつけてまいります。

さらに、ことは世界遺産登録5周年を目前に控えた重要な年であることから、プレイベントとして文化遺産センターでの特別展の開催、岩手県及び一関市、奥州市との実行委員会組織による記念事業を実施するなど、その余波が県内及び東北全体に波及するよう世界遺産観光を推進してまいります。

世界文化遺産の保存と活用についてであります。

文化遺産の保存と活用につきましては、全世界に対する責務として、世界遺産に登録された「平泉の文化遺産」の適切な保存管理に努めるとともに、後世に継承してまいります。

また、「平泉世界遺産の日」の記念事業に取り組み、平泉の価値や理念の普及、後世へ引き継ぐ意識や拡張登録に向けた機運の醸成に取り組んでまいります。

平泉文化につきましては、その調査研究を継承することが重要であることから、引き続き国立博物館の誘致や平泉文化研究機関の設置を国、岩手県に強く要望していくとともに、平泉遺跡群を中心とした発掘調査を進めてまいります。特に、平成24年度から復元整備に着手しております特別史跡無量光院跡につきましては、調査・整備を継続してまいります。

世界遺産の拡張登録につきましては、国、県及び一関市、奥州市と連携し調査研究を進め、史跡柳之御所遺跡と史跡達谷窟の登録を目指してまいります。

景観の保全・整備につきましては、豊かな自然と美しい景観を守り、次世代へ継承するため、道路、河川等の除草を主体とした環境整備を国、県、JR東日本、町民のご協力を得ながら積極的に実施してまいります。

また、「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」と「平泉町屋外広告物条例」の周知を図り、官民一体となって世界文化遺産の町にふさわしい景観の保持に努めてまいります。

未来の平泉町を担う子供たちの育成につきましては、「平泉学習」の充実を図るとともに、これまで奈良市を会場に開催されてきた世界遺産学習全国サミットを、世界遺産登録5周年を迎える平成28年度に本町で開催できるよう準備を進めてまいります。

教育の振興についてであります。

生涯学習社会の形成につきましては、町民が生涯にわたって自主的・自発的に学習活動の継続が図られるよう、公民館における各種講座、教室の開設や図書館サービスの充実等を通し、学習活動の支援に努めてまいります。

「教育振興運動」につきましては、地域で子育てを支えるコミュニティの構築を目指し、教育課題の解決に向けた実践活動を推進していくためのまちづくりを進めてまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、あらゆる年代の町民が快適な環境でスポーツを楽しめるよう、保健体育施設の適切な管理運営に努めてまいります。

また、平成28年度に開催される「第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会」に向けて、大会会場である長島体育館の修繕工事等を行い、来場者の受け入れ準備を進めてまいります。

幼児教育につきましては、平成27年度から施行される子ども・子育て支援制度に基づいた円滑な運営に努めてまいります。

学校教育につきましては、英語教育の充実を図るため、外国語指導助手（ALT）を配置するとともに、中学生に対する英語検定の全額補助を引き続き行い、保護者の経済的な負担軽減を図ってまいります。

また、小学校教育用パソコン機器の更新、老朽化が目立っている長島小学校のプールや校舎の修繕を行い、教育環境の維持向上に努めます。

さらに、安全な通学環境の確保を図るため、スクールバスの更新を行ってまいります。

終わりになりますが、今年は戦後70周年の節目の年にあたります。清衡公の平和理念が認められ、世界遺産に登録された当町としても、悲劇を繰り返さないようにその意義を再確認し、ふさわしいまちづくりを進めなければなりません。そして、その実現には町民の皆様の声が必要不可欠であります。

安倍政権は、地方創生を政治の大きな柱に据えております。これは、平泉町を元気にしたいという私の考えとも見事に合致いたします。この時流に乗り、平泉版総合戦略を策定し、行政と議会、そして町民が一体となったとき、当町はさらによい町となります。まさしく平泉創生であり

ます。その実現のために、私は全身全霊、心血を注いで取り組んでまいり所存です。

今回提案いたしました平成27年度平泉町一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算並びにその他の議案につきまして、議員各位のご理解とご協力、そして町民皆様方の町政への参画を心からお願い申し上げまして、私の施政方針表明といたします。

平成27年3月9日、平泉町長、青木幸保。

どうぞよろしくお願いたします。

議長（佐々木雄一君）

ここで休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

日程第4、平成27年度教育行政方針演述を行います。

教育委員長、登壇願います。

教育委員長（佐熊睦子君）

本日、ここに第1回平泉町議会定例会が開催されるに当たり、平成27年度の教育行政施策について所信の一端を述べ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、東日本大震災津波被災から4年、復興の歩みが目に見える形で進みつつあると伝えられる中、記憶の風化も心配されております。この大参事直後に、世界文化遺産登録を果たした平泉は、登録の価値を学びながら、被災地東北において現状を踏まえ、岩手の、東北の未来を見据えて平和と持続可能な社会づくりへの発信をしていくという強い使命感を持ち続けていかなければなりません。

一方、いよいよ平成27年度から、国の教育改革の大きな柱となる新教育委員会制度がスタートすることとなりました。その趣旨は、「教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化等、地方教育行政制度の改革を行う」というものです。

この趣旨を受けて、首長が召集する首長と教育委員会による総合教育会議を重ね、年度内に町教育大綱の策定を行っていかねばなりません。

策定に当たっては、平泉町総合基本計画の基本目標「みんなが主役・人が輝く教育・文化・スポーツのまち」をもとに、これまで継続して掲げてきた「人づくり」「地域づくり」の視点に立って、「人づくり」においては一層の学校、家庭の連携による学びの充実を図ること、「地域づくり」としては郷土愛醸成の基となる「平泉学」を学校教育のみならず地域へと展開し、その上で地域の教育力向上を図ることを中心に熟議し、学校教育、社会教育の推進をしてまいります。

以下、教育行政各分野の施策の概要について申し述べます。

第一に「幼児教育・学校教育の充実」についてです。

学校・家庭・地域が一体となって、「確かな学力」「豊かな心」「たくましい体」のバランスのとれた教育を展開し、「生きる力」を備えた児童生徒の育成を目指していくために、以下の7点を重点施策として推進してまいります。

第1点目は、「学力向上」です。

学力向上に当たっては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を促すとともに、児童・生徒が学習意欲を持ち、習得した知識・技能を活用できる思考力、判断力、表現力の育成を目指した授業改善を推進してまいります。

さらに、諸調査の分析、小中連携に基づいた授業交流を行い、課題を明らかにし、児童・生徒の理解と教科における系統性、発展性に基づいた長期的な視点に立ったきめ細やかな学習指導を推進してまいります。

また、理科教育におきましては、環境を整備し、観察・実験を重視した授業を推進し、実感を伴った理解を図り、科学的な見方や考え方を養うとともに、教材や出前授業を活用してI L Cへの関心を高めてまいります。

第2点目は、「特別支援教育の充実と適応支援教育の推進」です。

これまで各学校には、障がいに応じた特別支援学級が設置され、あわせて必要とする特別支援教育支援員を配置するなど、支援体制の整備を行ってきました。平成27年度には、専門家チームによる定期的な巡回相談を継続するとともに、子供たちの支援とあわせ、その保護者や教職員への支援をさらに充実してまいります。

適応支援教育につきましては、スクールカウンセラーと適応支援相談員を配置し、不適応傾向にある児童・生徒への個別の支援と専門的な支援を継続して行ってまいります。

第3点目は、「英語教育の充実と読書の推進」です。

英語教育につきましては、外国語指導助手（A L T）を2名配置し、中学校に専属配置するとともに、1名を小学校及び幼児施設に配置し、日常的に英語になれ親しむ環境を整えてまいります。また、英語に対する学習意欲を高める方策として、引き続き中学生に英語検定の全額補助を行い、保護者の経済的な負担軽減を図るとともに、中学生全員が受検できるような体制を整えてまいります。

読書の推進につきましては、読書推進員を平成25年度から小学校に配置することにより、環境整備を行ってきました。平成27年度は中学校まで配置を広げ、読書に対する興味を促す取り組みを進めるとともに、新刊図書を配備するなど、児童・生徒に必要な図書を提供できる環境を整えてまいります。

第4点目は、「世界遺産学習の推進と郷土愛の育成」です。

平成26年度は、小中交流研修会において平泉学実践交流会を開催し、各学校での平泉学への具体的な取り組みについて教職員で共通理解が図られました。平成27年度は、社会科副読本の編集に合わせて、小学校における平泉学の内容を吟味し、計画的・継続的に学習が進められるよう、世界遺産、地域に対する理解を深める学習を系統的に進めるとともに、世界遺産登録5周年を迎

える28年度の世界遺産学習全国サミット本町開催に向け、教職員等を継続派遣してまいります。

さらに、学習を深めるために、岩手大学平泉文化研究センター等の関係機関との連携を図りながら、将来にわたって世界遺産のまち平泉を守り発展させ、発信できる児童・生徒の育成に努めてまいります。

第5点目は、「就学前教育の充実と幼保小連携の推進」です。

就学前教育については、平成27年度から施行される子ども・子育て支援制度に基づいた円滑な制度運営に努めてまいります。また、個に応じた支援を大切にするとともに、小学校教育を見据え、地域文化との触れ合いを視野に入れた幼児教育の充実に努めてまいります。

第6点目は、「学校と家庭の教育連携推進」です。

子供たちの健やかな成長のためには、学校・家庭・地域それぞれが役割と責任を自覚し、互いに連携、協力し合いながら「生きる力」を育むことが大切です。平成27年度は、小学校区ごとに教育懇談会を開催し、学校教育における家庭や地域の役割について意見交換することにより、地域全体の教育力向上の方向性を模索してまいります。

また、引き続き地域教育コーディネーターを学校に配置するとともに、各種の学校支援ボランティアの拡大を図るなど、地域教育力、地域の人材を活用しながら学校づくりを推進してまいります。

第7点目は、「防災・安全教育の推進」です。

東日本大震災のつらく悲しい体験を乗り越え、岩手の復興や発展を担い、未来を創造する子供たちを育成するため、引き続き県下一丸となった復興教育の推進に努めてまいります。

また、災害発生時に児童・生徒一人一人が的確に状況を把握し、適切な行動ができる能力や態度を養うため、発達段階に応じた防災教育の推進に努めてまいります。

安全教育については、スクールバスの運行や定期券補助の実施などによる安全な通学環境の確保に努めるとともに、学校警察連絡協議会などの関係機関との連携を図りながら、通学路点検や安全指導を実施し、児童・生徒の安全に対する意識の高揚に努めてまいります。

第二に、「社会教育・生涯学習環境の充実」についてです。

急激な社会構造の変化による日常的な課題を解決していくため、社会教育・生涯学習環境の充実によって学習活動を教育的に高めるとともに、地域教育力の向上や郷土愛のさらなる醸成を目指し、以下の7点を重点施策として推進してまいります。

第1点目は、「生涯の各時期における社会教育活動の推進」です。

幼児期から高齢期まで、町民が生涯にわたって自主的・自発的に学習活動を続けていくことができる生涯学習の環境づくりを進めるとともに、多様な学習ニーズに応えながら、社会の変化に主体的に対応できる人材を育成するための社会教育の充実を図るなど、町民の学習活動の支援に努めてまいります。

家庭教育につきましては、保護者を対象とした「家庭教育学級」を開催し、子育てや親子の触れ合いなどについて、子供の発達段階に合わせた学習機会の充実を図ってまいります。

「教育振興運動」につきましては、学校、親、子供、地域、行政がさらに連携を深め、教育課

題の解決に向けた実践活動や、「放課後子ども教室」「学校支援ボランティア活動」などの教育支援活動に引き続き取り組んでまいります。特に行政区ごとの「地域学習（平泉学習）」を充実させながら、地域を語れる人材の育成や、地域社会全体で子育てを支える環境の整備を図ってまいります。

青少年の郷土学習につきましては、「わくわく平泉学スクール」を開講し、郷土の歴史家や専門家を講師に世代間交流を図りながら、平泉の文化遺産をより深く学習するプログラムを提供してまいります。また、青少年のリーダー育成を目的とした「ジュニア平泉文化歴訪団」は、平泉と歴史的につながりのある福島県国見町や秋田県横手市の児童との交流などを通じて、町外に平泉文化の価値を発信できる人材の育成を図ってまいります。

また、学習の楽しさや成果を共有していくため、「生涯学習町民のつどい」を開催するなど、学び合いの場の充実に努めてまいります。

第2点目は、「公民館事業の充実」です。

町民の総合的な学習の場、交流の場として、幅広い年齢層に応じた学習機会を提供するとともに、各種団体や地域で活動する組織等に対する指導助言、活動支援に努めてまいります。

また、一人一人の学習活動が単に個人生活の充実にとどまらず、各人がその成果や能力・経験を生かしてまちづくりなど地域社会に寄与し、生きがいを見出せるような社会参加の機会の拡充に努めてまいります。

第3点目は、「図書館事業の充実」です。

図書館事業につきましては、図書館利用者のニーズを把握しながら、魅力ある蔵書の整備を図るとともに、生涯学習活動の拠点として学習スペースの環境を整えながら、誰もが利用しやすく親しみのある地域密着型の図書館運営を行います。また、子供の読書活動について、町内の読書ボランティア団体の協力を得ながら、定期的な絵本読み聞かせ会の開催や保健センター事業と連携したブックスタートなどの活動を継続して行い、幼少期から本に親しみ、読書の習慣を身につけられるよう推進していきます。

学校図書館との連携につきましては、学校の要望に応じて教科図書などを迅速に資料提供するとともに、学校への蔵書の団体貸し出しを行いながら、学校図書館との連携を一層深めてまいります。

第4点目は、「文化芸術の振興」です。

郷土への愛着と誇りを高め、心の豊かな地域社会を実現するために、文化芸術に接する機会の充実や文化活動の活性化を図ってまいります。

公民館事業を通じた団体・指導者の育成や平泉町芸術文化協会への活動支援、芸術文化祭・神楽大会等の開催、幼稚園・保育所の園児による謡いの継承の取り組みなど、文化芸術団体の活動支援、文化活動に取り組める環境と享受できる機会の提供、そして後継者の育成の支援をしてまいります。

第5点目は、「文化遺産の保存と活用」です。

平泉は豊かな自然に囲まれて、縄文時代から近代に至る長い歴史を有しています。特に平安時

代末期に花開いた平泉文化は、有形・無形の文化遺産として今なお大切に受け継がれてきています。

指定文化遺産につきましては、文化財保護法、岩手県文化財保護条例、平泉町文化財保護条例に基づき保存活用を図ってまいります。特別史跡「無量光院跡」は、平成24年度から開始した庭園の復元整備を引き続き実施してまいります。

埋蔵文化財包蔵地につきましては、開発事業等との調整を図りながら必要な発掘調査を実施し、保護に努めてまいります。発掘調査現地説明会、町内遺跡発掘調査報告会を開催するとともに、広報やホームページに情報を掲載して、文化遺産の普及に努めてまいります。

文化遺産センターにつきましては、来訪者に平泉文化についての理解を深めていただくためのガイダンス施設運営に努めてまいります。

また、岩手大学平泉文化研究センターと協力して、学際的な調査研究を推進するとともに、児童・生徒を対象とした「平泉学」への取り組みを通じて教育普及を図ってまいります。

第6点目は、「世界遺産の推進」です。

世界遺産に登録された「平泉の文化遺産」につきましては、世界全体に対する責務として遺産を大切に保護し、後世に遺し伝えていくことが求められています。

遺産の保護につきましては、世界遺産委員会の決議文を踏まえ、「遺産影響評価」や「受容力調査に基づく管理戦略」に取り組むほか、浄土庭園の調査・修復・再生を行うなど、世界遺産として必要な保存管理に万全を期してまいります。

後世への継承につきましては、ときめき世界遺産塾講座や「平泉世界遺産の日」の記念事業に取り組み、平泉の価値、理念の普及、後世へ引き継ぐ意識の醸成、拡張登録に向けた機運醸成を推進してまいります。

柳之御所遺跡及び達谷窟につきましては、資産の調査研究を進め、岩手県、一関市、奥州市と協力して、拡張登録に向けて取り組んでまいります。

第7点目は、「生涯スポーツの振興」です。

明るく豊かな生活を送るとともに、健康で活力ある地域社会をつくるためには、町民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康・体力の維持増進を図ることが求められています。このことから、あらゆる年代の町民が幅広くスポーツを楽しめるよう、「出前スポーツ教室」や「ニュースポーツ教室」、町体育協会との連携事業である「ふるさとオリンピア」を軸に、日常的スポーツ活動の普及・啓発に努めてまいります。

また、平成28年度に本県で開催される「第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会」につきましては、国体の公開競技であるパワーリフティング、県民を対象としたデモンストラションスポーツであるインディアカが本町で開催されます。平成27年度には両競技のプレ大会が予定されていることから、県を初め関係機関・競技団体と連携し、受け入れの諸準備を進めるとともに、競技団体支援や大会機運の醸成を図ってまいります。

競技スポーツの振興につきましては、町体育協会、スポーツ少年団本部と連携し、指導者の育成、各スポーツ団体の育成支援を引き続き行い、競技力向上に努めてまいります。

体育施設の整備・有効活用につきましては、社会体育施設の維持修繕に努めるとともに、学校施設を引き続き町民に開放してまいります。

以上、基本的な考え方と施策の概要について申し述べましたが、町民の負託に応えられるよう努力してまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成27年3月9日、平泉町教育委員会教育委員長、佐熊睦子。

議長（佐々木雄一君）

以上で平成27年度教育行政方針演述を終わります。

議長（佐々木雄一君）

日程第5、請願第1号を議題とします。

請願第1号、立憲主義及び平和主義を否定する「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定」を撤回し、集団的自衛権の行使を可能とする全ての立法や政策を行わないことを求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

8番、小松代智議員。

8番（小松代智君）

請願第1号、立憲主義及び平和主義を否定する「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定」を撤回し、集団的自衛権の行使を可能とする全ての立法や政策を行わないことを求める請願。

紹介議員、小松代智です。

次のページ、請願者は盛岡市本町通2丁目1番36号、浅沼ビル5階、いわて労連気付、憲法改悪反対岩手県共同センター代表、佐々木良博。幹事団体は、岩手県商工団体連合会、岩手県平和委員会、岩手県民主医療機関連合会、憲法改悪阻止岩手県各界連絡会議、新日本婦人の会岩手県本部、自由法曹団岩手県支部、日本民主青年同盟岩手県委員会、日本共産党岩手県委員会、農民運動岩手県連合会、平和・民主・革新の日本をめざす岩手の会、盛岡地域労働組合連合会、岩手県労働組合連合会、以上でございます。

読み上げまして、説明にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

立憲主義及び平和主義を否定する「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定」を撤回し、集団的自衛権の行使を可能とする全ての立法や政策を行わないことを求める請願。

請願の趣旨。

これまで歴代政権は、「憲法9条において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するために必要最小限の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」との見解（1981年5月政府答弁書）を踏襲してきました。

しかし、安倍首相は2014年2月20日の衆議院予算委員会において、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更を「与党と議論して政府として責任を持って閣議決定し、その上で国会で議論いただきたい」と述べ、国会審議を経ず、内閣の一存で強行する考えを明確に示しました。

その後、政府は安倍首相の私的懇談会「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告を受け、集団的自衛権行使容認の政府方針を確定し、与党内で調整をした上で7月1日午後「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定を行いました。

この「閣議決定」は、「憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されない」という従来の政府見解を180度転換し、「海外で戦争する国」への道を開くものとなっています。このような憲法改定に等しい大転換を一片の「閣議決定」で強行するなどということは、立憲主義を根底から否定するものであり、私たちは憲法第9条を破壊する安倍政権の歴史的暴挙に強く抗議するものです。

「閣議決定」には、大きな問題があります。その1つは、これまでアフガニスタンやイラクなどへ海外派兵する際に特措法に明記されていた「武力行使してはならない」「戦闘地域に行ってはならない」という歯止めを外し、自衛隊を戦地に派兵するという問題です。自衛隊の活動地域を「後方地域」「非戦闘地域」に限定するという従来の枠組みを廃止し、戦闘地域でも支援活動ができるとなれば、当然相手からの攻撃に自衛隊員をさらし、攻撃されれば応戦することとなり、おびたしい犠牲者を出すこととなります。

また、「憲法9条のもとで許容される自衛の措置」という名目で、集団的自衛権行使を公然と容認していることも重大な問題です。閣議決定では、武力行使の新3要件なるものを示し、日本に対する武力攻撃がなくても「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」には、武力の行使ができるとしています。「明白な危険」の判断は時の政権であり、幾ら「限定的」などといっても海外での武力行使が際限なく広がる危険性があります。

そのほかにも、日本はこれまでは非軍事の国際平和協力を行ってきましたが、それを「集団安全保障」の名で、他国の軍隊への支援を拡大し、「駆けつけ警護」や「在外邦人の救出」に伴う武器使用を可能とする法整備を進めようとしています。

次のページでございます。

これまで自衛隊が他国の人を一人も殺さず、また自衛隊員の戦死者を一人も出さなかったのは、憲法第9条が存在し、「海外での武力行使をしてはならない」という歯どめがあったからにほかなりません。日本が「殺し、殺される国になる」ということは、日本の若者に血を流すことを強要し、米国等と一体となって他国の人々に銃口を向けることであり、このことによって日本が失うものははかり知れません。

よって、私たちは政府に対して集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を撤回し、集団的自衛権の行使を可能とする全ての立法や政策を行わないよう強く求めるものです。

現在、岩手県議会及び県内13市町村議会において、集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対する意見書が国に提出されています。また、岩手弁護士会も2014年5月2日に「集団的自衛権の行使容認に反対する会長声明」が発表されています。

つきましては、貴議会におきまして下記の事項について決議され、地方自治法第99条に基づき、

国及び関係機関に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

請願事項、政府は立憲主義及び平和主義を否定する「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定」を撤回し、集団的自衛権の行使を可能とする全ての立法や政策を行わないこと。

以上でございます。十分なるご審議をよろしく申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については、総務教民常任委員会に付託して審査することに決定しました。

議長（佐々木雄一君）

日程第6、議案第8号から日程第24、議案第26号まで、条例案件9件、事件案件1件、補正予算案件9件、以上、合計19件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件9件、事件案件1件、補正予算案件9件、合計19案件につきまして説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

議案第8号、平泉町行政手続条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、3ページをお開き願います。

議案第9号、平泉町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例でございます。

裏面をお開き願います。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定めようとするものでございます。

次に、4ページをお開き願います。

議案第10号、子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例でございます。

裏面をお開き願います。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするものであります。

次に、5ページをお開き願います。

議案第11号、児童クラブ条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、長島地区へのたばしね児童クラブ設置に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

議案第12号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

7ページの裏をお開き願います。

提案理由でございますが、道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

議案第13号、町営住宅等条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、町営泉屋団地の用途廃止に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

議案第14号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするものであります。

次に、10ページをお開き願います。

議案第15号、平泉町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、11ページをお開き願います。

議案第16号、平泉町水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、平成27年7月1日から水道料金の改定を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、12ページをお開き願います。

議案第17号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてでございます。

裏面をお開き願います。

今回の変更は、当初計画の事業のうち道路改良事業、町道桐畑線の事業費が増額となること、また区域内児童の通学に必要な通学バスが更新時期を迎えたことに伴い、新たに購入が必要となることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別処置等に関する法律第3条

第1項の規定により整備計画を変更しようとするものでございます。

次に、13ページをお開き願います。

議案第18号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第6号）でございます。

平成26年度平泉町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,102万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,432万4,000円としようとするものでございます。

次に、39ページをお開き願います。

議案第19号、平成26年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成26年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,082万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,903万9,000円としようとするものでございます。

次に、47ページをお開き願います。

議案第20号、平成26年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成26年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,503万1,000円としようとするものでございます。

次に、49ページをお開き願います。

議案第21号、平成26年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成26年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ370万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,493万8,000円としようとするものでございます。

次に、52ページをお開き願います。

議案第22号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第4号）でございます。

平成26年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,892万円としようとするものでございます。

次に、54ページをお開き願います。

議案第23号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

平成26年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,127万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,772万8,000円としようとするものでございます。

次に、58ページをお開き願います。

議案第24号、平成26年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成26年度平泉町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ551万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,065万9,000円としようとするものでございます。

次に、61ページをお開き願います。

議案第25号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

平成26年度平泉町の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,481万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,686万2,000円としようとするものでございます。

次に、65ページをお開き願います。

議案第26号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、平成26年度平泉町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成26年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入、支出とも補正予定額でご説明申し上げます。

収入、第1款水道事業収益469万3,000円。支出、第1款水道事業費用822万3,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,112万4,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額200万5,000円、過年度分損益勘定留保資金5,911万9,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。収入、第1款資本的収入3,566万9,000円の減。

次に裏面をごらんください。

支出、第1款資本的支出3,624万5,000円の減であります。

以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第6、議案第8号から日程第24、議案第26号まで町長から説明のあった議案、条例案件9件、事件案件1件、補正予算案件9件、以上合計19件につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号から議案第26号まで計19件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

日程第25、議案第27号から日程第33、議案第35号まで、平成27年度一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算、予算案件合計9件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、平成27年度各会計当初予算案件9件につきまして説明を申し上げます。

平成27年度平泉町一般会計、特別会計、水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第27号、平成27年度平泉町一般会計予算でございます。

平成27年度平泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億1,300万円と定めようとするものでございます。

次に、139ページをお開き願います。

議案第28号、平成27年度平泉町国民健康保険特別会計予算でございます。

平成27年度平泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億9,980万円と定めようとするものでございます。

次に、169ページをお開き願います。

議案第29号、平成27年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成27年度平泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,740万円と定めようとするものでございます。

次に、179ページをお開き願います。

議案第30号、平成27年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算でございます。

平成27年度平泉町の健康福祉交流館特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,650万円と定めようとするものでございます。

次に、189ページをお開き願います。

議案第31号、平成27年度平泉町町営駐車場特別会計予算でございます。

平成27年度平泉町の町営駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,040万円と定めようとする

るものでございます。

次に、203ページをお開きください。

議案第32号、平成27年度平泉町下水道事業特別会計予算でございます。

平成27年度平泉町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,000万円と定めようとするものでございます。

次に、227ページをお開き願います。

議案第33号、平成27年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

平成27年度平泉町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,050万円と定めようとするものでございます。

次に、239ページをお開き願います。

議案第34号、平成27年度平泉町簡易水道事業特別会計予算でございます。

平成27年度平泉町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,160万円と定めようとするものでございます。

次に、261ページをお開き願います。

議案第35号、平成27年度平泉町水道事業会計予算でございます。

第1条、平成27年度平泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。(1)給水戸数2,035戸、(2)年間総給水量78万5,000立方メートル、(3)一日平均給水量2,151立方メートル、(4)主要な建設改良事業として、ア、一般改良事業費7,735万9,000円、イ、設備改良事業費250万円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。以下、款の金額でご説明いたします。収入といたしまして、第1款水道事業収益1億6,900万円、支出といたしまして、第1款水道事業費用1億5,470万円。

次に、262ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,260万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額290万3,000円、過年度分損益勘定留保資金5,969万7,000円で補てんするものとする。)収入といたしまして、第1款資本的収入7,530万円、支出といたしまして、第1款資本的支出1億3,790万円と定めようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(佐々木雄一君)

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案については、先例によって、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これ

に付託し審議することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号から議案第35号までの予算案件合計9件については、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長 (佐々木雄一君)

日程第34、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

通告1番、鈴木徳美議員、登壇質問願います。

1番、鈴木徳美議員。

1番 (鈴木徳美君)

まず、1、(仮称)道の駅平泉について。

①平泉の魅力ある商品づくりのためには、どのような戦略をしていくのか。

②平泉商工会とJAいわて平泉の連携はとれていますか。

③情報発信する道の駅、外国人の観光客が利用すると思われませんが、通訳する人が必要ではないですか。

④働く女性のための道の駅も考え、営業時間を夜遅くまでにしたらよいのではないですか。

⑤平泉で提携している市町村の物産交流をして、互いに情報交換を高めたらよいのではないですか。

2、平泉町ふるさと応援寄附について。

寄附金にポイントをつけ、平泉の特産品を選んでもらえるとか、また特産品以外で平泉に1泊や、東下り行列に参加できるとか、1日町長ができるとかという企画で、これで寄附金がふえるのではないですか。

3、地方創生事業について。

毛越寺の大泉が池に船を浮かべて、観光客を乗せて1周しながら俳句を詠んでもらい、俳句のうまい人には平泉特産品をプレゼントしてはいかがでしょうか。最初は土日のみ運行してみて、見る観光から体験する観光へしてみてもはいかがでしょうか。

以上を質問いたします。

議長 (佐々木雄一君)

青木町長。

町長 (青木幸保君)

それでは、鈴木徳美議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、1番の(仮称)道の駅平泉についてのご質問の①、平泉の魅力ある商品づくりのためにどのような戦略をしていくのかのご質問にお答えします。

魅力ある道の駅を目指す取り組みとしまして、まずは魅力ある商品、地場産・町内産の新鮮で安全な農産物が通年を通して品ぞろえされていることが必要であると考えております。町内生産者が通年出荷することで、生産者個々の所得向上につながるものと考えており、町では園芸作物の生産に取り組む生産者を支援するため、ビニールハウス整備に係る経費に対し、補助金の交付を行っているところでございます。

また、地場産の食材を活用し、農・商・工が連携して新商品開発などに取り組めるよう、6次産業化促進支援事業を平成26年度から創設しており、関係機関と連携をとりながら、これらの事業を活用し、商品づくりに取り組む生産者、事業者の支援を行うとともに、産業振興や地域経済の活性化を図りながら、魅力ある商品づくりにつなげてまいりたいと考えております。

次に、②の平泉商工会とJAいわて平泉との連携についてのご質問にお答えします。

道の駅は、議員ご承知のとおり、地域振興施設としての機能もあわせ持つ施設であり、町の地域振興として地元商工会、地元JAとの連携は必要不可欠なものであると認識しているところであり、両団体の代表者同席のもと何度か懇談を行い、これからの道の駅のあり方などについて意見交換を行ってまいりましたが、今後もよりよい道の駅とするため、さらに連携を密にしていく必要があると認識しております。

次に、③、道の駅を外国人観光客が利用すると思われるが、通訳が必要ではないかのご質問にお答えします。

町内の外国人観光客は、一時震災の影響で減少しておりましたが、徐々に戻りつつある傾向にあり、動向として今後も増加するものと思われれます。オープン後の道の駅を利用する外国人観光客も当然おられるものと考えております。道の駅での情報案内については、道路情報と観光情報の案内があり、町内観光のゲートウェイとしても期待されますことから、町内の観光案内団体などをお願いしたいと考えてはいるところでありますが、外国人に対する通訳の案内人配置についてはすぐに対応は難しいものと考えております。当面は、多言語パンフレットなどの対応を行い、外国人観光客の動向を見ながら、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、④、働く女性のための道の駅と考え、営業時間を夜遅くまでしては、の質問にお答えをいたします。

道の駅管理につきましては、指定管理者制度での管理を予定しているところであり、今後道の駅設置条例を制定して管理していくこととなります。

営業時間につきましては、今後整備を行う道の駅設置条例において定めることとなりますが、実際に管理運営を行ってまいります指定管理者の経営に対する意気込みや利用者の利便性などを考慮し、臨機応変に対応できるよう条例の制定を検討してまいりたいと考えております。

次に、⑤、平泉町と提携している市・町からの物産交流をして、互いの情報交換を高めては、のご質問にお答えいたします。

現在、本町は昭和57年に和歌山県田辺市と姉妹都市協定、平成24年に愛知県額田郡幸田町と災害時応援協定を締結しており、また源義経公や松尾芭蕉など歴史的にゆかりのある市町村と観光分野などで提携を図っているところであります。

議員の質問にございますが、物産交流につきましては、地域間相互の交流やPR効果など、さまざまな可能性が考えられますことから、関係市町村と情報交換を図りながら検討してまいりたいと考えております。

次に、平泉町ふるさと応援寄附についてのご質問にお答えします。

当町のふるさと納税の現状につきましては、平成20年度、平泉町ふるさと応援寄附条例が施行され、本年2月末まで総数56件、総額2,969万8,020円の寄附をいただいております。本年度からふるさと応援寄附をされた方への御礼として、寄附金額に応じた記念品を贈呈しており、寄附金額1万円以上で3,000円相当、5万円以上で5,000円相当、10万円以上で1万円相当の記念品として、農家茶屋のどぶろくセット、農産物加工施設あやめの平泉商品セット及び大文字りんごのリング詰め合わせを組み合わせ、贈呈させていただいております。平成26年度の実績は、2月末で寄附金額1万円以上5万円未満6件で9万3,000円、10万円以上5件、79万8,880円、合計11件で89万1,880円でございます。

議員ご指摘の寄附金へのポイント化による特産品の贈呈や、観光体験と一体となった寄附のあり方につきましては、地元産の販路拡大や新たな平泉ファンの掘り起こしという意味も含めまして、今後順を追って検討させていただくこととし、当面は商工会、JA、農業生産法人等の事業者と連携し、記念品の種類の追加など、対象者が多様な記念品の選択を可能にすること等を検討してまいりたいと考えております。広報やホームページ、ふるさと平泉会などの平泉のゆかりのある団体や、各種物産展等の機会を活用し、制度の周知をさらに図ってまいりたいと考えております。

次に、3番の地方創生事業についてのご質問にお答えします。

毛越寺の大泉が池で龍頭鵜首船に乗せる取り組みにつきましては、平成25年度に文化庁の補助事業を活用し、毛越寺のご協力を得ながら、親子で学ぶ平泉の浄土in毛越寺という事業を実施した経過があります。事業内容としましては、7月27日から8月11日の毎週土日、親子を対象に龍頭鵜首船に搭乗いただき、ガイドの説明を聞きながら、ふだん見られない船上からの浄土庭園を味わってもらい、世界遺産の新たな価値を知っていただきたいという思いで実施したものであります。期間中には232名の親子に体験いただき、素晴らしい経験ができたという好評をいただきました。

議員の質問にもありますように、現在の観光の形態としましては、見る観光にとどまらず、実際に現地でしかできないことを体験したいというニーズが高まってきております。引き続き毛越寺の乗船体験も含めまして、関係機関と連携しながら体験型観光の推進に向けまして検討してまいりたいと考えております。

以上であります。どうぞよろしく申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

1番、鈴木徳美議員。

1番（鈴木徳美君）

ありがとうございます。

昨年も、ビニールハウス等の6次産業の支援、これ一応やっているのですけれども、これの効果というか件数、これ増えているのか増えていないのか、取り組む人がいるのかいないのかということ、まず第一に聞きたいですね。

議長（佐々木雄一君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

昨年、平成26年からビニールハウスの補助事業を始めてきましたが、平成25年ですか、実績としましては、農産物の生産というところがございますが、それを加工段階、6次産業化まで結びつけているという部分につきましては、具体的には新たな開発という段階までは至っていないというふうに思っております。既存の加工している部分についての商品化は、商品化というかそのハウスでの生産農産物を加工しているという部分は出ておりますが、新たな部分についてはちょっと聞いていないというか承知しておりません。

平成25年につきましては、申請件数は6件、あとは今年度は4件という段階で、またあとこれから、そうですね、今は4件という段階です。

議長（佐々木雄一君）

1番、鈴木徳美議員。

マイク、もう少し倒してください。

1番（鈴木徳美君）

6次産業についてはまだないということなのですが、これは6次産業に至ると聞きにきた人はいるようなのですが、これらの体制の支援、どうしたらいいかというのが、6次産業にまで一応これを使って、支援事業を使いたいのなのですがどうもうまくいかないというご意見があるのですが、それを何とか6次産業化を目指した町のやり方なのですが、一応緩和とかそういうのはまだ考えていないのですか。

議長（佐々木雄一君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

6次産業化の支援事業につきましては、平成26年度に始めたわけですが、町単独の支援事業ですが、それにつきましては今、具体的な申請件数がないというところがございます。

いずれ担当課としましては、何とか利用実績を上げたいというところもございますが、やはり俗に言う、何でもいいからとりあえず補助金を出してやってもらうということよりは、やはり一定のルールの中でやらなければならないし、そういった要件をきちんと満たしてもらう、補助金というものの、いわゆるきちんとした計画を立てていただいて、それを実績として成果として上げてもらうというのが最終目的でございますので、今の補助要件そのものを極端に見直しということではないのですが、いずれ何点かは要件をもう少し使いやすい状態にするということもなわけではございませんので、今後、今相談しているそういった農業者の皆さんともう一度話をよく煮詰めまして、何とか支援をできる方向を今後探っていきたいと考えております。

議長（佐々木雄一君）

1 番、鈴木徳美議員。

1 番（鈴木徳美君）

そのような考えで一応やっていたかかないと、多分6次産業というのは進まないだろうと思います。

次に、商工会とJAとの連携なのですけれども、これはやっぱり指定管理者にならないから多分連携をしないのかということも聞いていますけれども、この辺はいかがなのでしょう。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

平泉商工会及びJAいわて平泉との連携ということでございますけれども、それぞれまず指定管理者となるべく、管理運営協議会の中で、その団体の育成を図っている状況でございますけれども、それらの状況に合わせまして、それぞれ商工会さん、またはJAさんそれぞれにお話しかけはしてございます。いずれの中で、具体的な連携というものになれば、指定管理者になるべき団体さんと商工会さんだったりJAさんという形になろうかと思っておりますので、そういう連携をとりにやすい状況に早く持っていくためには、指定管理者になるべき団体の代表格である駅長ということ、今、人選中でございますので、それらの状況が固まれば、それらについても進みやすくなる環境が整うのではないかと考えているところでございますので、そちらのほうの状況整備を早目に図っていききたいというふうに考えてございます。

議長（佐々木雄一君）

1 番、鈴木徳美議員。

1 番（鈴木徳美君）

それでは、次に平泉町で提携している市町村、これの物産交流をして道の駅でその日の物産フェア、こういうのも一応企画として盛り込んでいけたらいいなと思えますし、盛り込んでいくうちに行政もそれなりに、やっぱりお互いに行政の交流をもっと深く話し合いもできるのではないかと私は思いますけれども、この辺も進んでやってもらいたいし、あとは欲を言えば一応、北海道フェアなどやりたいような企画もありますし、できれば北海道にも連携を持つ市町村を持っていただければいいのかなと思います。

では、次に、ふるさと納税についてのポイント制なのですけれども、これは一応みんなほかの市町村は大体ポイント制を導入しております。ポイント制を導入して、一応寄附した人が品物を選べる自由というのが選択できるということなので、これはやっぱりマスコミに受けるような商品づくり、こういうのをするとすごくマスコミに受けて、前年度100%以上という寄附金が集まるということもありますので、これをぜひとも導入をしていただきたいと思えます。ほかの市町村では、やっぱりこのようなありますし、1日町長とかこういうのはありますし、あとは100万円以上、500万円以上だと海外旅行もありますので、この辺は平泉は100万円以上とか500万円以上とか考えているのですかね。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

今現在、想定しておりますのは、10万円以上で1万円という形の選択範囲の中での記念品の提供ということでございます。いずれ、今後そういう高額の方々が出てくるようであれば、それらの状況に合わせながら、それ相応の寄附に見合ったものということは考えていかなければならないというふうに思っておりますし、ポイント制につきましても今後の課題としてもう少し勉強させていただきながら、どういう方向性がいいのかというようなことは再度検討させていただきたいと思っております。

いずれ、まずは今現在、町内で生産されているもの、または加工されている商品を、特にこれらPRも含めまして進めていきたいというふうに考えてございますので、今現在、町長のほうから答弁申し上げました内容でしばらくの間は進めさせていただきたいというふうに考えてございますし、これらの取り扱い種類も増やせればいいなというふうなことで、生産者とか商工会さん、農協さんのほうにも働きかけをしていくつもりでございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

1番、鈴木徳美議員。

1番（鈴木徳美君）

これは、寄附に関して、寄附で平泉町は10万円に対して1万円相当ということは、ほかの市町村に比べて少ないのですね。ほかの市町村は、大体寄附の3割から6割、これを一応提供しているということなので、それが魅力でそちらのほうに寄附をすると。九州の平戸市なんかは年間で納税というか寄附金額が10億円という金額が集まりますので、これをいかにして、これ勉強していただいて、平泉にもやっぱり寄附金が1億円以上集まるようなことも考えていただいて、やったらもう少し町政も楽になるのではないかと、私はそう思いますけれども、いかがですか。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それぞれ、様々な自治体での取り組みというようなことで、そういう形の商品をより高価というか高額というか、魅力のあるものでそれぞれ寄附金をいただいているというようなところも多々あるようでございます。いずれその方法等については、今後まず研究させていただきながら、同じような形のを進めていけば、どこかでまたその弊害が出てくるのではないかと考えてございますので、さらに別な方向性が見出せばそれがいいかと思っておりますし、いずれふるさと納税につきましても、特に地元出身である方々が都市部等に行って、再度また地元の魅力を見詰め直していただきながら、また再度地元を足を運んでいただくような機会の一助となればいいものということにも考えてございますので、そういう形の魅力ある地元づくりに沿えるような形の流れで進めていければというふうには思っております。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

1 番、鈴木徳美議員。

1 番（鈴木徳美君）

今、総務企画課長が言いました地元の人が県外に出て行って納税するという、一種のそれはふるさと納税の意味はそうなのですけれども、今はふるさと納税どこにしても、自分がしたいところにするというのが個人の意見でございます。ですから、インターネットなんかでよく見て、あとまたはマスコミなどに取り上げられているところを見て、こういうところに寄附したいというのが今の寄附する人の側なのです。地元にする人もそれはいるでしょうけれども、多くは自分が寄附をしたから一応町民税、あとは所得税、これらが控除になりますので、どこにしようがそれは勝手なのですけれども、そういう人たちを取り込むには、やっぱりそういう考えではなくて、日本全国から寄せられるような寄附金の、こういうようなパンフレットなどをつくってみてはいかがでしょうかね。

その次、地方創生事業についてですけれども、これは一応船を浮かべて1回やったことがあるということなのですけれども、それで好評だということで、毛越寺はやっぱりどっちかという魅力は庭園でございます。やっぱり庭園を使った観光アピール、あと中尊寺はやっぱり癒やしですね、あそこはもう月見坂を上っていただいてこそ価値ある中尊寺だと私は思っています。バスですぐ来て、金色堂だけ見て帰るということではなくて、やっぱり癒やしを体験してもらって、観光のアピールにつながるのではないかなという、このアピールの仕方も少し変えてみてはいかがでしょう。いかがですか。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

鈴木議員の質問の3番目になりますが、やはりこのことについても以前、町でも実施した経過があるというのは先ほど答弁で申し上げましたが、いずれその後いろいろ検証した中でも、当然乗っていただいた、利用していただいた親子の方々は大変感激して戻られておりますことも事実であります。さらにはやはり浄土庭園を見に来た方々にすれば、ある意味では反面、船が浮かんで、龍頭鷁首に乗船している方からはそういう反応でしたのですが、また一方ではやはり静かなたたずまいの浄土庭園を観光に訪れた方にすれば、ちょっとがっかりとまでは言いませんが、ちょっと物をお話しして帰った方もあるということもお聞きいたしているところであります。そういった意味では、先ほどの答弁とちょっと検討も加えながらということになると思いますけれども、その辺も町としても、また管理する毛越寺さんとも、そういったこともまた協議し、また関係の方々とも協議しながら、今後進めていきたいというふうに考えますので、もう少し時間を、このことについてはもう少し検討させていただきたいというふうに思います。

議長（佐々木雄一君）

1 番、鈴木徳美議員。

1 番（鈴木徳美君）

それでは、検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

議長（佐々木雄一君）

これで鈴木徳美議員の質問を終わります。

通告2番、高橋幸喜議員、登壇質問願ひます。

6番、高橋幸喜議員。

6 番（高橋幸喜君）

6番、高橋幸喜は、さきに通告しておりました2点について町当局の考えをお聞きしたいと、こういうふうに思います。

まず第1点目は、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の財政見通しについてお伺ひしたいと思います。

本町の財政調整基金が平成21年度3億1,000万ございました。それが、平成25年度決算では8億2,100万、約2.6倍と大幅に改善されてきております。基金全体見ても9億3,100万から16億2,000万と約1.74倍というふうに高い伸びを見せ、健全財政に近づいてきているなということを感じているわけでございます。しかし、本町の財政のさらなる健全化をするためには、下水道事業と農業集落排水事業、さらには健康福祉交流館事業が本町の財政を大きく厳しいものにしていくというふうに感じております。今後の計画されております大型事業、さらには人口減少、労働力人口の減少、さらには年々増加する社会保障関係を考えたとき、本町の公債費をさらなる減少させなければならないと考えております。特にも下水道事業特別会計、農業集落排水事業会計について大幅に改善することが喫緊の課題であると考えます。

よって、1、債務残高の減少策をどのように考えているのか。2、下水道認可区域内の未整備優先順位の考え方についてお聞きします。人口減少に対する計画と事業費についてはどういうふうに考えているのか。メンテナンス費用の見通しについてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

次に2点目でございます。

（仮称）道の駅平泉指定管理者制度委託問題についてでございます。

平成28年度完成オープンを目指し、何度となく開かれる道の駅関連の講演会、公設民営化方式で運営を行うと以前説明がございました。公の施設の管理について地方自治法の一部を改正する法律が施行になりました。これまで出資法人等に委託先を限定していた管理委託制度が、民間事業者を含む指定管理者による管理の代行へと変更が可能になりました。総務省の内容を見ますと、この制度は多様化する住民ニーズにより効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減などを図ることを目的とするとございます。

オープンまで約1年後を控え、既に秒読みの段階に来ていると私は考えます。講演会に参加し

ても、住民からの熱意が伝わってこないのは私だけでしょうか。むしろ本当にオープンできるのか、商品がそろえるのか、何を売るのかと、誰が運営するのかなど、実に批判的な声が多く聞こえてまいりました。

そこでお聞きいたしますが、道の駅の名称を決める際のコンセプトをどのように考えているのか。指定管理者申請書に対する最重要項目を何と考えているのか。指定管理者に求める財政負担の条件についての考えをお聞きしたい。4として、事業計画書の提出期限と決定事項をいつまでと考えているのかをお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、高橋幸喜議員からのご質問にお答えします。

初めに、1番の下水道事業、農業集落排水事業の財政見通しについてのご質問でございます。

債務残高の減少策をどのように考えているのかのご質問にお答えします。

下水道事業の平成26年度末の地方債の残高見込みは約23億、農業集落排水事業は約6億となります。下水道事業の起債償還元金のピークは平成20年度の2億9,621万7,000円、平成26年度1億4,829万5,000円、農業集落排水事業の起債償還元金のピークは平成37年度の4,717万8,000円、平成26年度3,705万円です。

下水道事業につきましては、現在の補助事業費は全盛期の平成14年度に比べますと約4分の1程度の事業費と衰微しておりますことから、地方債残高、償還額とも減少する見込みです。農業集落排水事業につきましては、新年度より処理場の老朽化に伴う改修を計画しておりますことから一時的に増加はしますが、地方債残高、償還額ともおおむね現在の状況で推移するものと考えております。

債務残高の減少策といたしましては、下水道事業については5.0%以上の起債の借入利益のものについて、平成19、20、21年度の低利なものに借りかえしております。今後とも低利なものに借りかえすることができる借換債を活用していきたいと思っております。

次に、認定地域内の未整備優先順位の考え方についてのご質問にお答えいたします。

認可外の未整備優先順位につきましては、環境整備及び使用料収入、受益者負担金等を考慮し、住宅密集地や大口需要箇所について優先して整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、人口減少に対する計画と事業費についてのご質問にお答えします。

平成25年度から平成29年度までの認可事業計画において、前回の認可計画時より事業計画区域内人口を3,810人から460人減の3,350人としております。事業費につきましては6億3,000万円から5億9,000万円に減額しております。平成29年度以降の計画につきましては、新平泉町総合計画後期計画と整合をとりながら進めてまいりたいと考えております。

次に、メンテナンス費用の見通しについてのご質問にお答えします。

下水道事業については、処理場は県の施設で、機器類の更新等については一関市と汚水量案分

により建設負担金として支出しております。県としては、平成27年度から平成31年度までの5カ年の改修事業費として約38億6,000万円を見込んでおり、町の負担額は1億4,000万円ほどとなります。

農業集落排水事業につきましては、平成24年度に実施した機能診断及び最適整備構想計画に基づき、平成27年度から補助事業を導入しながら機器類等の更新を行ってまいりたいと考えております。第1期工事として、平成27年度、平成28年度の2カ年で5,000万円の事業費を見込んでおります。

次に、大きな2番の（仮称）道の駅平泉の指定管理者制度問題についてのご質問であります。

名称決定のコンセプトをどのように考えているのかのご質問にお答えいたします。

名称決定に係るコンセプトは、平泉の道の駅として世界遺産のコンセプトと共通するものが必要であると考えております。世界遺産のコンセプトは、極端に申し上げれば、生きとし生けるもの全ての平等と平和であります。そうしますと、自然との共生、安らぎなどもキーワードとなるものと考えます。整備基本計画には、平泉来訪者との相互交流の場を提供、悠久の歴史都市平泉を世界に発信するとの基本理念が記されておりますことから、いずれにせよ平泉らしい、平泉にふさわしい、皆様に親しまれる愛称であることが望ましいものと思っております。

また、決定方法に関しましては、運営する方々とも相談しながら、できれば公募により決定したいと考えております。

次に、指定管理者申請書に対する最重要項目についてのご質問にお答えをいたします。

最重要項目につきましては、現時点では2つあるかと考えております。1つは、設置目的が当町の農業者や商工業者を元気にすることですから、それらを実現していただかなくてはなりません。世界遺産登録によって増加した観光客の方々に、平泉の農商工品を買っていただくということですが、それが実現できるならば町民の皆様全員が世界遺産効果を実感できる一助となるものと思います。もう一つは、コンセプトでも申し上げましたが、お客様との交流の場となることです。これらが現実のものとなるならば、通過型と言われる当町観光行政が大きく変わるきっかけになるものと考えますことから、このように道の駅の運営を目指す指定管理者を選定したいと考えております。

次に、指定管理者に求める財政負担条件についての考え方についてのご質問にお答えします。

基本的には、平泉町農産物加工直売施設、毛越寺門前直売あやめ同様、基本的には地域振興施設の管理運営経費以外の負担は指定管理者に対しては求めないというのが現段階での考えでございます。当町の姿勢といたしましては、建物等の施設設備は平泉町が行い、その後の施設の管理運営は指定管理者に委託することを予定しております。指定管理者が産直施設やレストランの地域振興施設を運営し、農業者、商工業者等からの参画をいただくことによって地域が活性化し、さらにそこから利益を上げていただき、その上で利益収益に見合った納税をしていただくというのが理想でございます。

なお、財政負担がないのは指定管理者に対しリスクがなさ過ぎるというお考えもあろうかと思いますが、まずは指定管理者とそこに参画する農業者、商工業者等の方々に頑張っていただき、

それぞれの努力が報われる道の駅になるよう、町といたしましても支援いたしますし、関係者に対しましても指導してまいりたいというふうに考えております。

次に、事業計画書の提出期限と決定時期をいつまでと考えているかのご質問にお答えします。

まだこの件に関して具体的な日程等は決定しておりませんが、遅くとも12月までには指定管理者の募集を行い、来年の3月議会定例会には指定管理者の同意案件を提出したいと考えているところでございます。そうしますと、指定管理者予定団体の法人化は9月ごろになろうかと思っております。具体的な日程は、今後国土交通省と道の駅施設の建設計画等を協議しながら、運営協議会との調整を行い、早い時期に決定してまいりたいと考えております。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

議長にちょっとお伺いいたします。

今回の2つの質問につきまして、1番が先ほど言いました下水道関連、2番目が道の駅関連というようなことで質問通告しておりました。通告した後の2月25日、世界遺産センターで道の駅に関する講演会がございまして、私そこに行ってまいりました。それを聞いておりますと、果たしてと先ほど申し上げたようなことがございますので、ひとつこの順位を道の駅のほうから先に再質問したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

議長（佐々木雄一君）

はい。当議会は一問一答になっておりますから、質問者がそのようにしたいのであれば、それで結構でございます。

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

ありがとうございます。

では、まずそこでお聞きいたします。

まず、道の駅でございますけれども、コンセプトはわかりました。しかも、できるのであれば公募によりやりたいと、こういうふうに申し上げておりましたので、ぜひその方向で進んでもらいたいと、こういうふうに思います。

まず、この指定管理者にやるというようなことのように思いますが、私のこの調べた範囲内では、今度の指定管理者制度の改正になったところによりますと、先ほど申し上げましたように、この制度は多様化する住民ニーズにより効率的、効果的に云々ということ为先ほど述べましたけれども、そこで指定管理者にすることができる施設、これは公の施設と、こういうふうに書いてございます。では、その公の施設というのはどういうものなのかということをお聞きいたします。地方自治法第224条で調べてみますと、その中に道の駅というのは入っていないんですね。そのところはもう大丈夫だとは思いますが、その辺をちょっとまず確認しておきたいということでございます。私の資料によりますと、指定管理者として渡すことができるのは、お願いできるのは前のように

どっちかと、NPOでも株式会社でもお願いすることはできますよという、そのお願いされるほうの立場についてが今度大幅に広がったと。お任せする公の施設、これについては文化会館や総合福祉会館、老人ホーム、保育所、駐車場、体育館、図書館、博物館など、あるいはさらには道路も該当しますというふうな形になってございますけれども、建てようとしているこの本施設、総務省のほうの地方自治法に大丈夫だか、その辺まず確認したいと、こういうふうに思います。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

ただいまの高橋議員からの質問の、道の駅は公の施設に該当しないという話でございます。

確かに道の駅というふうに申しますと、これは国交省、道路管理者が管理いたします駐車場、あとはそれに付随する休憩所、トイレ等もございます。それから今回、道の駅という名前をつけることになるにつきましては、地元の地域振興施設、今回の場合は農業者、商業者が元気になっていただくための地域振興の産直等の施設をつくるわけでございますけれども、これが一体となって道の駅施設ということになっているわけでございます。これは国交省で認定されまして、道の駅というふうに名称がなるわけでございますけれども、この中の地域振興の施設を平泉町としては指定管理者に対して委託するという内容でございます。

ただ、道の駅の管理につきましても、今度は国土交通省のほうから地元の自治体に、管理委託については地元をお願いしたいというふうな決まりになってございますので、それとあわせて、国交省の管理施設の分につきましてもあわせて委託をするというような内容でもって、他の自治体が管理してございます道の駅についても同じように指定管理者に対して委託をしているというような内容になっているものだと認識してございますので、いずれ今回の道の駅の施設につきましては平泉町としての地域振興をするため、地域振興を図るための施設をまずは指定管理者に委託するのであるというふうなことでございますので、法務省の法的な内容については抵触するものではございませんということで答弁させていただきたいとします。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

では、それを聞いてわかりました。

そこでお聞きいたします。

まず、マスコミでもいろんな道の駅成功例が、そちこちのマスコミで取り上げております。それらの多くを見ますと、もう既に現段階では指定管理者をはっきり決めて、そこを運営するものがある、例えば農産物でも何でも試験栽培入ってくれと、うちの道の駅には全部でこれだけの種類のものが必要だと、あなたは大根つくってください、あなたは何々をつくってくださいと、もう既にそういうふうに経営者そのものが農家を一軒一軒回って、そしてオープンにはそういったものがそろると、またさらには季節のものがあるから、では春にはあんたはこいつつくってください、そのかわり秋にはこいつつくってくれよと、こういったような形で、そしてぎりぎりそ

の品目を集めている、そういう計画をやって大成功した例がテレビでこの間放送されました。ああ、ここまでやらなくてはならないのかというふうに私は感じておりました。それが一向に我々の耳に入ってこない、これはまだはっきり指定管理者という人が決まっていなからそういうような問題が起きるのではないかと、こういうふうに考えております。これを見ると、12月までには募集して決めたいと、12月で間に合うのですか。ということは、それができないうちは、仮に今やろうとしている人たちが、これは世の中変化したからやめたいと、今やめたら何か責任があるのですか、その辺をお聞きしたい。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

まず、先に指定管理者の募集ということにつきましてでございますけれども、いずれ指定管理者につきましては最終的には議会からの同意案件を上程いたしまして、それに基づきまして同意をいただかなければ指定管理者にはなれないというところでございます。いずれその前の手続といたしまして、まず募集をかけるという作業が出てくるかと思っております。いずれ今回の道の駅の地域振興施設、産直施設、それから地場産品を活用した食堂の経営につきましては、平泉町の道の駅を設置するというところでございますので、地元の方々に参画をしていただきたいという考えから、今現在その運営協議会の中で運営協議会のメンバーとして募集いたしました6人の方々とそれぞれ協議をしながら、その方々が中心となる法人を設立いたしまして、その方々の設立した法人に対して指定管理をお任せしたいというふうな流れの中で、今はその育成を図っているところでございます。いずれそういった中での取り組みということでございますので、まずはその方々が第一義的な候補になるということでございます。

ただ、募集をかけた段階で、その他の団体の方々からの募集もあろうかと思っておりますけれども、それらがあればそれも含めまして、本当に今回の平泉町が募集した道の駅の指定管理者として妥当かどうかを判断して決定という事務的な進め方ということになるかと思っております。

ということで、いずれそういった流れがございまして、大前提として地元の方々の組織化した組織に対してお願いしたいということの考えがございまして、それは今現在動いていただいている代表格6人の方々、並びにそこに募集している農業者、または商業者の方々についてもそういう自覚はあるのではないかなというふうに思っております。

それから、その後の責任問題でございますけれども、まだそれは正式な組織化はしてございませんので、今現在での責任というものはないかと思っておりますけれども、法人化した場合は法人としてのそれぞれの責任は出てくるということでございまして、あとはその他の農業者、それと商業者の方々はその中の下部組織として入るのか、それとも別な組織として組合を立ち上げてその中に取り込まれていくのか、そういう形のほうは今後でございますが、いずれその中でそういう組織化をした場合については責任というようなことは出る、発生するものであるというふうに認識はしてございます。

それから、組織そのものの今の進捗につきましては、農林振興課長のほうから。

議長（佐々木雄一君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

ご質問のありました道の駅、地域振興施設への農産物等の産地直売施設、そして食堂ですか、その準備につきましては、先ほどお話に出てきました運営協議会のメンバーの人たちと平成26年度からいろいろと準備を進めてまいりまして、特にも農産物の出荷体制については、昨年9月から具体的に募集をして進めているわけですけれども、具体的には今回の施設の規模からいいますと、例えば農産物でいいますと100種類ぐらい、そういったものを最低でも準備できればというスタイルになっていますので、今現在のところ、まだ町内でそういったものを半分ぐらい、五十数人申し出があるわけございまして、種類のにもかなり偏ってまして、この部分をまた運営協議会と今後どうしていくかをもうちょっと詰めなければならないところもあります。

この間の講演会での話でもありましたように、そうした産直施設を含めて、その施設の運営につきまして早目に対応しなければならないという思いはもちろんあるわけございしますが、平泉町のそうした施設だということをお考えするとき、町外のそういった農産物の生産者なり、町外からのそういったものを納入していただく体制をどこまでやるかというところは、今ちょっと話のほうで決めかねておりまして、いずれは今の体制でいきますとなかなか難しいところがありますので、今後さらに協議会のほうと話を詰めまして、できるだけ早い段階でその体制を確立していければというふうに考えております。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

指定管理者に議会の議決が必要だと、こういうようなこと、これは存じております。ただ、この議決事項というようなことを見ますと、たった3つだけなのですね。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、あるいは指定管理者となる団体の名称、そして指定の期間と、たったこの3つだけなのですね、一応法的に。私たちが見たいのは、本当は事業計画なのですよ、どういう意気込みでどういう計画でこういったものをやるのかと。我々が質問すればそういったのも答えていただけるとは思いますけれども、本来は事業計画を、とっくに今やろうとしている人たちは事業計画を出して、それに向けて今、先ほど言ったようにいろんなものを、商品を並べるために、あんたお願いしますやと、あるいはいいもの売っているところに行ってあんたいでおらいさ納めてくれないかと、もうとっくに営業に歩いていなければいけないと、もう既にその段階なのですね。さらには、もう年越せばここで働く従業員の教育の問題もあると思います。それは役場がやるのではなくてあくまでも指定管理者がやるので、私、役場がやれと言っているのではないですからね、ここは。そこのところを、本来は役場が動くのではなくて指定管理者となろうとしている人が動かなければならない。何か聞いていると、第三セクターで役場と指定管理者と一緒にやってやるのでないかと、こういうふうはどうもとられるんですね、私は。これ私だけかな、そうではないと思うのでね。やろうとしている人たちがやらなくてはいけない。むしろやろ

うとしている人たちが役場のほうこうやってけろや、ああやってけろやと、それに対してできることを応えていくのが役場の仕事であって、その管理者となろうとしている認識、心づもりがどうも見えてこない。建物のほうは着々進む、時間がないと、結果的にはわちゃくちゃとわっばか仕事で結局慌ててオープンするという形になるのではないか、それだったらまだいいのですけれども、近くなったらこんな立派な建物ができて恐れなしてやらなくなる、やめたわと、こういうようなこと言われるのが、私、非常に怖いのですね。しかも今回の建物は、総事業費で約5億5,000万ですか、平泉の分が2億ほど、交付税措置されても約1億5,000万という我々の血税をこれにつぎ込むわけです。失敗は絶対許されません。

この道の駅構想ができてから24年になるそうです。さきの歴代の町長の中に、やはり今から約10年前、平泉がそういうのが欲しい欲しいと、それでやったときに、ある歴代の町長は平泉で道の駅やったってはやらないと、北には前沢ジャスコ、南には一関イオンの大型店があるからやったってだめだということで、一時凍結なった時代もございました。だから、私は絶対失敗許されないというふうに思うわけでございます。

事業計画書、これをいつまで、結局これを見ると申請のときだから12月まで出せばいいということの考えでいるのでしょうか。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

募集に当たっての事業計画書の提出期限でございますけれども、先ほど町長のほうから答弁申し上げました期間については、いずれ一番遅くてもというような状況であるというふうに思っております。いずれ遅くても12月までにはということを考えてございますので、極力その前に提出、募集をかけたいというふうには思っているところでございますので、いずれその内容について早く、その募集要項等も含めて、それから建物の設置条例もその前にご同意いただかなければなりませんので、設置条例等ともあわせまして準備いたしまして、それらの同意と、それから募集要項等につきましても、もちろんその内容等につきましては議員各位にご説明をしながら、ご意見をいただきながらというふうな形では考えているところでございますので、いずれ12月までには、一番遅くても12月までにはというふうに思っている内容でございますので、ご了解をいただきたいというふうに思っております。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

この間の道の駅の講演会のときに、平日は地元の人に買ってもらう、日曜、祝祭日については観光客いっぱい来るからその人たちに買ってもらおうと、こういったような、そういうような方式でいったらどうだというような話がありました。私は、これはナンセンスだと、こういうふうに感じてございます。

今、非常に道の駅は厳しい、先ほど言いましたように24年前にこの構想が出て、実質的には大

体15年ぐらい前から本格的になって、今では1,000件を全国で超えた、最近では道の駅周遊バスツアーなんていうことで、エージェントが道の駅だけ、立派にやっている、はやっている、すばらしい道の駅だけ回るバスツアーなんていうのも最近はやって、いいところだけ歩くというような、それだけ道の駅も厳しい状況になってございます。

ですから、やはり特色のあるもの、そういったようなことで、前町長のときに私は話しました。スイーツの問題で、せっかく一般家庭の奥様たちも料理つくるいい腕持っているのだから、道の駅に将来納めてもらうために自信つけなければだめだ、自信つけなくてはいけないのだということやっていたのが、リンゴをテーマにしたスイーツをつくるのを募集したようです。それで、産業まつりでしたか、商工まつりだったか産業まつりの時に観自在王院に行ったら、ステージの上で表彰されていました。ああこのことだということ、表彰状もらっておいってきた奥さんに、おめでとうございますと言ったら非常に喜んでおりました。今、これが終わったら、そのつくったものみんなに無料でごちそうするのだから、なくならないうちにまずこっそり高橋さん食べてみてけらいんや、そして感想を述べてくださいということで、こっそり食べさせられました。どこの奥さんだったかわかりませんが、まことにおいしいリンゴをアレンジしたやつでした。どうですかと言うから、いや確かにおいしいと、だけれども奥さんもわかるとおり、おいしいのは口に入れてみないとわからないけれども、その前にうまいよだなというような印象づける見かけも必要ですよということで、もう少し見かけ考えたほういいのではないかと、こういうふうに言ったら、ありがとうございますということで喜んで帰りました。昨年、今年度ですか、今年度そいつはやりましたか、やりませんでしたか、ちょっと私、見ないでしまったのですけれども。おとしやりました。

議長（佐々木雄一君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

今のご質問のやつ、平成25年、平成26年と2年続けて平泉のうまいものグルメコンテストを行いまして、入賞された方々のレシピ、これを平泉の農業のうまいものでホームページのほうに載せてありますし、そうしたものを紹介しているわけですが、ただ具体的にはまだ商品化というところまではいっていないのが事実ですし、今後はそういったところをヒントにして、そういった加工品ですか、今、議員は味だけではなくそういった見栄えも、そういう商品化については当然必要だということで、そういったところも含めまして、今後そういったものを継続して取り組んでいくと、産業まつりだけでなく、日常的にそういった平泉の農産物加工の部分を支援していければというふうに考えております。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

では、その方たちに、今度の指定管理になろうとしている人たちは、そういった方たちにも声かけしているのかどうか、その辺も、ぜひあなたのスイーツおらいさ出してけらいんやと、まず

2つだったり5つでもいいからとにかく出して、あんたの味をみんなにやってみてけろやと。こういうような働きかけ、営業といいますかそういうことを、今度の指定管理者になろうとしている方たちにはそういったようなことをやっているかどうか、ちょっとお聞きしたい。

議長（佐々木雄一君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

運営協議会のメンバーの方と、具体的にグルメコンテストの入賞した方とのいわゆる作品なり、出品した人たちと話し合いをしていませんかというところは、まだ具体的にはやっていませんでしたので、当然運営協議会の方々もそのことはもちろん承知しているものと思っていましたので、ただ今回は改めてその辺も含めてご相談していきたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

もう既に、そういった技術を持っている人、そういうところで表彰された人たちというのは、案外そういった喜びを知ってくるとやるのですね、さらに二つ三つ考えるかもしれないよ、早くとにかく、あんた来年の10月にオープンする道の駅にぜひあんたのスイーツだしてけろやと、さらに二つ三つ出してけると、そんなに無理して百も二百も出すことないから、まずトータル二十ずつ出してけると、で、売れ行き見て考えるべしよと、そういったような営業はもう既にやっていなくてはいけない。そうすると、彼らは家でさらにもっと味よく見かけよく考えてやると思います。ぜひそういったようなことをお願いしたい。それをぜひ今度の指定管理者になる人に、役場がやるのではなくて、指定管理者をやろうとしている人がやらなくてはだめなので、ぜひその辺から指導というような形でやらなければならないと、こういうふうに思います。

あとは要するに、何といたしますか、道の駅をやるためにはぜひあの歌にあるように、めだかの学校でなく雀の学校の先生を、キャプテンを育ててもらいたい。みんなを引っ張っていく、誰が先生だか生徒だかわからないのでなくて、むちを振り振りやる指導者、早く道の駅にあてがっていただきたい、そういうふうに思います。

あと、1つ残りました。先ほど1番議員が質問しましたハウスの問題もそのとおりでございます。ハウスの張りかえとかというようなことで、これもたしか道の駅に将来は出していただきたいということで、前町長がそういったのを企画していたと思います。6件だか7件あったというようなことを聞きましたけれども、それらの方たちの中で道の駅に納める人なんかいるのかどうか、その辺も現段階で構いませんけれども、教えていただきたい。

議長（佐々木雄一君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

詳しい数字についてはちょっとわかりませんが、先ほど昨年、平成25年に6件、今年4件ほど予定しているということですが、少なくとも半数以上の方々は当然出荷をするということで、出

荷のほうの申請をしております。全員ではなかったかもしれませんが、いずれ条件としては道の駅を含めてですので、道の駅が絶対条件ではなかったのも、そういう状態でございます。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

道の駅は最後にします。道の駅の財政負担についてお聞きいたします。

町長の答弁では、地域振興施設の管理運営経費以外の負担は求めないと、以外は求めないと、こういうふうな形がございますけれども、では本人は、町ではそれらを運営していくのに町の持ち出しはどのくらいあるのか、概略で結構でございます、設計も大体固まったようですので、概略で結構でございます。

議長（佐々木雄一君）

では、資料がないので休憩しますが、いいですか、後ほどですか。

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

私の言いたいのは、お任せ、お願いするのに使用料は一銭もいただかないのか、その辺をお聞きしたいと。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

施設の使用料という目的では徴収はいたしません。いずれ管理運営にかかわる部分、産直施設、それからレストラン分に、経営にかかわる分については指定管理者に支出していただきますし、その他の道の駅の分、国交省が管理する部分については国土交通省さんとの経費負担で、国土交通省さんのほうから委託金としてお支払いいただくことになってございますので、その分の経費については指定管理者に対してお支払いして管理をしていただくということになろうかと思えます。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

町の施設を指定管理者に管理をお願いするのだから、本来はお願いするのだからこっちから払わなくてはならないのですね。そここのところで営利目的でやるわけでございます。それに対して結局ゼロだと、こういうことになりますと、現在、例えば町有地を貸している施設がございます。例えば第1駐車場内なんかもございます。これらと何ら変わりがないのではないかと。片方はただ、片方は幾らという使用料をお支払いしていると、新しいのと古いのの差はありますけれども、いずれ町有財産をお貸しして、片方からはもらっているし、片方はもらっていない、指定管理者だからと。そういうことになってくると、公平性からいうとちょっと不公平に当たりませんか。その辺。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

駐車場等の賃貸借につきましては、町有財産を活用して、民間の方々が営利を目的に活用しながらということでございますので、これにつきましては応分の負担をいただいているということでございます。

今回の道の駅、または先行してございます農産加工直売施設あやめにつきましては、特定目的、地域産業の振興を目的として、行政サイドが推進する事業のための施設でございます。それに対しての委託ということでございますので、それらに対する建設費用等については負担をいただかない、当面でございます。ただ、ある自治体におきましては、営業、指定管理後複数年、5年以上経過いたしまして、かなりの収益が上がっているという施設があるようでございまして、それについては今後その一部、何割かを行政経費として負担していただくというふうな考えを持っている自治体もあるようでございますので、それについてはいずれ指定管理者に委託後、その経営状況に応じた形で、再度その段階で検討する必要性はあるのかというふうに思っております。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

果たしてそれでよろしいのでしょうか。今、今日の町長の所信表明演述でもございましたように、例えば中尊寺通りの活性化を図りたいと。あそこをもしやろうとするときに、片や発掘費用は出し、建物も自分で借金して建て、そして営業をやるわけです。そこで一生懸命借金を返そう、一日も早く黒字にしようとみんな一生懸命やるわけです。片や行政にあてがわれた約2億の建物の中でただでやると。これでは逆にこれから平泉で中尊寺通り、あるいは毛越寺通りをにぎやかにしなければならない、新たな企業家を育ててやっていかななくてはならないと、こういうときに、逆にその人たちのやる気を、片や、あっちはただだもん、俺売る大根の葉っぱ持っていけばそれでいいのだと。そうすると逆に新たにやろうとしている人たちの気持ちを、やる気を起こさせなくなってしまうのではないかなと。それだったら、町で中尊寺通りなり毛越寺通りにこういう施設を建てて、誰でもいいから来てけろやと、あそこの町をにぎやかにするためには、施設は建ててやるからよと、こういったような形に持っていかないと、やる気が出てこなくなってくるのではないですか。その辺、ちょっとお聞きしたい。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいまの質問でありますけれども、いずれにいたしましても、今後町の総合的な戦略として、今回のスマートインターと同時に、いずれこの道の駅は地域の産業のやっぱり中核となってやっていかななくてはならない。例えばさまざま、議員もいろんな例もお出しになりながら提案もしていただきましたが、また質問もしていただきましたけれども、まさに今、米も、TPPもどの

ような状況になっていくか、そして農協改革という大きな、今まで農業者がまさに体験したことの無い、そういう現実にあります。そういった意味では、いろんな全国の自治体がそういった状況の中でいろんな知恵を今絞り出しながら、それを寄せながら、なおかつ地元の方々ともその知恵を寄せながら、今、いろいろ模索している段階でもあります。特に、ここ数年来、道の駅の建設については多くの住民要望もありましたし、なおかつ今こういう情勢にある中で、やはりあの道の駅をまさにこの世界遺産平泉の特徴のある道の駅を周辺、そして国でもいろいろと期待されているところがあります。特に今、柳之御所は追加登録を目指している一部でもあります。そういった遺産の評価も国段階、そして県段階でもいろいろと受けながら、その大きさ、なおかつ高さ等々も今いろいろとやっつけていただいているところでもあります。

その中で、今単純に、ここはもともとは農業は米を中心とした単作地帯で、ここずっと平泉の農業は推移してきたというふうに思います。その中での施設園芸であったり、施設の作物であったり、露地栽培のものであったり、それが周辺地域よりも大きく振興してきた状況にはないというふうに思います。その中で、今、新たな農業の戦略をやっていくときに、60歳、そして65歳が今、退職を企業では延ばしたりしておりますが、団塊世代がまさにこれから中核となってやるような地域農業も推進していかなくてはならないと思います。

前段で議員も申しましたように、ハウスのビニールを、そしてそれに補助をしているという現実もありますが、今後はやはりこの地域農業をこれではだめだと、何とかしてやっぱり我々がやっつけていこうという、そういう生産組織を生み、そしてつくり育てて、例えば町でもハウスを立ち上げて、それを利用してまさに中堅、そして高齢者である人たちが肩を寄せ合いながら、ではこのハウスは我々でやるからというような、そういう組織形態もつくり育てながら、ここの道の駅での販売をやっつけていかなければ地元のものが育っていかないというふうに思っております。

その中では、今やっている6人の先頭に立っていただいている方々を中心としながら、今、出荷者協議会でも五十何名手を挙げていただいております。まさに道の駅は底辺から立ち上げていくものが理想でありますし、理想を求めながらも、なおかつやっぱりその部分を積極的に推進していかなくてはならないと思っております。

議員もおっしゃるとおり、行政が余り入り過ぎてはということもあります。しかしながら、今立ち上げるときに、町の将来中心となりながら農業、商工の中心と連携を保てる、そういう施設にしていくためには、やはりその運営協議会とも、今、町も熱心にかみ合わせながら進めていかなくてはならないというのが実は現状であります。そういった意味では、協議会の方々も今、連日のように集まって、いろいろと作業は進めていただいておりますし、なおかつ出荷者協議会をさらにまず町内をどんどんもっとふやしていこうということで、6人の方々も動いていただいているということも情報で聞いております。そういった意味では、拙速的に進めるということではなく、今、議員がおっしゃったことを、協議会でも連日進めながら行っているという現状にありますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

ただ、道の駅の駅長については、当初6人の方々がやられるということでありましたけれども、

12月になってから、内部でもいろいろ協議した経過はあると思いますが、何とか、先ほど議員もおっしゃいましたように、皆さんの信頼のおける、そしてまさに平泉の道の駅長だなという方を、ぜひ行政の立場で町長として設置していただけないかというお話もありますので、その部分は先頭に立ってやってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

私は、一応企業としてやるためには、せめてその部分の固定資産税の半分ぐらいは、まず最初から固定資産税、あれはかからないのだけれども、どこで商売やるにもみんな最低でも何ぼ苦しくても固定資産税は払ってやっているのだから、せめて固定資産税の半分なり3分の1なりでも彼らに負担していただくと、そうであれば町民みんな納得していただけるのではないかなと私は思います。中国の言葉にございます。魚を与えれば一日でも養えるけれども、そうではないのだと、漁法を教えなければだめだと。だから、今のやり方ではどうも魚を与えているような感じはいたします。そうではなくて、永久に食っていける漁法を指導していくのが役場の私は立場であるところいうふうに思いますので、ぜひ今言った、固定資産税が何ぼだかそこはわかりませんが、適切な線を負担していただいて、ぜひ成功するように、これで商工会の商店の方たちも言っています。この道の駅が成功するかしないか、平泉の商売がこれからうまくいくかいかないか、大体こいつで片がつくと、こういったようなことまで述べる商工業者もおります、見ています。ですから、何が何でも成功させなければわからないと、こういうことを込めまして私の質問を終わりたいと、こういうふうに思います。

1番の下水道の時間がどうしてもなくなってしまいました。もう着々と道の駅が進むのだから、今言わねばだめだと、こういうふうに思いましたものだから、これは内容を変えて新たにまた、下水道と集落排水のことについては後日また質問をしたいと、こういうふうに思います。

まことにありがとうございました。終わります。

議長（佐々木雄一君）

これで高橋幸喜議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 3時00分

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

通告3番、寺崎敏子議員、登壇質問願います。

5番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

マイクいらすの私でございますけれども、余りマイクに近づけないで、少し遠くから優しくしゃべったほうが聞こえがいいと言われましたので、少し遠くからお話をしたいと思います。

本日、最後の質問者となります通告3番、寺崎敏子でございます。

東日本大震災が4年となります。早く復興を祈るとともに、命の尊さを言い続けていって、一日も早い復興を願うばかりでございます。

しかし、最近のニュースでは少年グループの殺傷事件が毎日報道される痛ましい事件があります。今、少年たちの間では何が起きているのでしょうか。大人たちは検証し、地域社会の無関心が問題を起しているのではないか、大人たちは心豊かな社会の構築が急務ではないかと考えるこのごろでございます。

私たちの暮らしは、大きく2つの側面があるのではないかというふうに思います。1つは私的な面です。個人の努力や好みで生活を組み立てることができます。もう一つの面は公的な面であります。おおむね国や自治体のサービスが提供者で、自治体は税金をもとに福祉、教育、施設管理、道路設備など公的な活動であります。昨今、厳しい行政環境の変化が大きく、経済社会に限らず日々人々の暮らしや意識も変化している私たちの公共施設をはじめ、さまざまな変化が起きています。それらに対応する公共サービスも、多様性と問題処理のスピードが求められている次第であります。

そこで、さきに通告しておりました平泉町総合計画と、平泉町協働のまちづくり計画の2点について町長にお伺いいたします。

まず、1点目でございます。

平泉町総合計画についてであります。

本町の総合計画は、10年間の長期計画を前期・後期と5年での見直しを図っているが、しかし最近の社会情勢は、冒頭で述べましたように地方財政の状況や経済の見通しが非常に予測しがたく、地域事情は逼迫している時代になっています。今まで5年で見直している計画を、3年の短い期間できめ細かな計画にする考えはないかお尋ねいたします。

2点目になります。

まちづくりの主人公は住民であります。住民がみずから考え行動することが住民自治の基本であります。平成28年度に後期基本計画、実施計画を策定するに当たり、住民参加が不可欠と考えます。町長の公約である「チーム平泉」は、まさに理想であります。いつ設置され、どのように推進されるのかお伺いいたします。

大きい2点目でございます。

平泉町協働まちづくり計画についてであります。

本町の人口推移から見ても、これからのまちづくりは住民を主役にした真の協働のまちづくりが必須条件であります。特に福祉、環境、防災、観光のまちづくりなどは、地域のコミュニティづくり、ボランティア活動の充実の最重要課題と考えられます。今後の実施計画に「結の心・チーム平泉」のキャッチフレーズを前面にし、各課の連携を図り、積極的に取り組みを実行し、

平泉町協働のまちづくり計画の推進を考えてはどうかお伺いいたします。

以上で私の通告しました質問を終わります。具体的で実行可能なご答弁をご期待申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、寺崎敏子議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、平泉町総合計画についてのご質問であります。

今まで、基本計画を5年で見直しているが、3年の短い期間で細やかに見直す考えはないかのご質問にお答えをいたします。

行政運営には継続性が求められております。その時々々の首長が、それぞれの特色を出しながら政策を打ち出すのは当然のことですが、首長が変わるたびに全てがゼロからのスタートとなると、その地域における行政の停滞や住民へのサービス低下が懸念されます。そのようなことを回避するために、総合計画の基本計画の策定期間を前期、後期5年ずつ、合わせて10年のサイクルとしております。当町におきましては、平成27年度から前期計画の最終年度となりますことから、前期計画の総括を行い後期計画を策定いたしますが、新総合計画を策定した段階で、10年後の目指すべき将来像として「やすらぎと文化をおりなす千年のまちづくり」が定められております。後期基本計画も、それを基本として5年間の計画を策定し、その実現に努めてまいります。

さて、ご指摘の基本計画策定のサイクルを3年間にすることにつきましては、社会情勢、経済情勢をきめ細やかに反映する施策展開としては有効ではあると考えております。しかし、現在の5年サイクルの基本計画の中には、行政が住民サービスとして対応すべきほとんどの内容が網羅されていると考えておりますことから、社会情勢、経済情勢を反映したきめ細やかな施策展開につきましては、その具体的な施策展開の計画として3年間の実施計画がありますので、毎年実施するその計画の見直しの中で対応できるものと考えますことから、このことに関しましては今後の議論検討を十分重ねた上で対応すべきことと考えております。

町長の公約である「チーム平泉」は、いつ設置され、どのように推進するかのご質問にお答えします。

私が選挙公約で申し上げてきた「チーム平泉」は、町がお膳立てして設置して推進していくというものではありません。それでは今までの多くの委員会と同様となります。まずは町民の皆さんが町をよくするために日ごろから思い描いていることをそれぞれの分野で議論し、取りまとめ、その後に行政サイドの協議を行い、その内容によっては施策に反映する仕組みを考えております。そのための第一歩として、私自身が町民の皆様との対話にこれまで以上に努めてまいりますし、また行政区単位の町政懇談会も開催をいたします。なお、既に一部の地域や団体においては、現在新たな取り組みへの提案の議論を進めているところもございます。さらに、行政区地域懇談、課題対応事業を復活させ、町民の皆様と一つとなって課題解決に取り組んでまいります。これらの活動を進めていくことにより、町民と行政の距離が縮んでくるものと思っておりますし、さらに議員の皆様が既に取り組んでおられます町民懇談会の内容も反映することにより、町民、議会、行政

が一体となったまちづくりこそが、まさに私が目指す「チーム平泉」の基礎となる姿であると考えております。

2番目の平泉町協働のまちづくり計画についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、私が推進する「チーム平泉」は、まさしく協働のまちづくりと相通ずるものでございます。先ほども申し上げましたとおり、町民、議会、行政が一体となったまちづくりこそが、これらの「チーム平泉」の基礎を形づくるものでございます。また、一方では行政が主体となり進めている協働のまちづくりを推進するための平泉町みんなで作るまち委員会がありますが、この委員会の位置づけを発展させ、今までの広範な世代の委員による意見交換及び核種まちづくり事業への取り組みに加え、誰もが参加でき、語り合い、その中でまとまった内容を実行へと移行できる交流の場の推進母体にと発展させることも重要であると考えております。

さらに、それらの取り組みを実現するための手助けとして活用いただくために、協働のまちづくり交付金を増額し、予算計上したところです。また、今年から婚活活動を推進し、縁結びコーディネーターを新設し、少子化を少しでも抑えることに努め、まちづくりにつなげてまいります。

以上の内容を関係課、各課との連携を踏まえ、総合的に推進することが協働のまちづくりの実現につながるものと考えておるところであります。どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

それでは、もう少し詳しく再質問をさせていただきます。

今年度は、総合計画の前期基本計画の最終年度であるということ、前期計画の総括を行うべき年度のご答弁をいただきました。前期の過程をどのように検証し評価されるのか、また後期計画に評価した課題はどのように反映され作成されているのか、この2点についてお伺ひしたいと思ひます。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

総合計画の前期計画の検証でございますけれども、これにつきましては基本計画の中で、それぞれの施策の中で目標指標を定めてございます。まずは、その目標指標に対してどのくらいの成果があったかということをもとに検証させていただきたいというふうに思っております。

それらの状況を踏まえまして、後期の5カ年の計画のほうに反映をさせていただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

この目標は実はこの総合計画のを見て、前回の平成18年から平成22年度に上げられているその

現状計画達成状況調査というところもちよっと調査したところでございますが、その調査の方法としても、その評価も目標指数も出ているのでございますが、その評価としてどこでどなたが評価してこういう数値になるのかということをちょっとお尋ねします。評価はどなたがやるのかと、目標数値を達成する、その評価はどなたがやるのかということです。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

目標指標に対する検証につきましては、役場サイド、行政サイドで、いずれその具体的な数字がございまして、これに対してどれだけできたかというような形のものの取りまとめについては役場のほうでさせていただきます。ただ、それに対してのご意見等いただくことにつきましては、第三者機関等もございまして、そちらの協議会等に諮りましてご意見をいただきながら、次の計画のほうに反映をするようにできたらばな、というふうに思っております。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

第三者機関の方々にも評価をしていただくということですが、この達成状況の結果を見ますと、今、課長も話したように、担当課による自己点検と評価であるということになりますね。自分たちで計画して、自分たちで評価するということになって、第三者の人たちも何人かのご意見はあるのでしょけれども、やはり住民、暮らしている人たちの意見ということは、それが本当に評価になっているか、達成目標になっているか、達成しているのかということにちょっと疑問を感じます。

それで、これは本当にいいのかなということなのですが、当局の考え方としては、基本計画は5年間であるが、多分3年間の実施計画の中でローリングしながら見直していくから、これは大丈夫、対応できていますよということでご答弁いただいたというふうに解釈しております。各課で計画して、各課で点検するということは、当局の、ある意味では自己満足になってしまっているのではないかというふうに思います。それで、今後これから十分な議論も重ねて検証も重ねていくのだというご答弁もいただきましたので、それらも含めて次の質問をお話しします。

総合計画は、町政運営上、極めて重要な計画であると、今までは町の代表機関である議会で議論も検討もなく執行されてきました。町政における重要な計画などは、情報公開と決定に参画する機会の確保と執行上の議決が必要と考えます。議会でもただいま検討中ではございますが、その辺のところ、町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、寺崎議員の質問にお答えしますが、いずれ我が町では総合計画、10年の計画については議会の議決事項になっておりました。あと、基本計画については、いずれ従来は説明という

ことにいたしておりました。ただ、今まで5年の計画であり、もちろん議決事項については当然ですけれども、議決いただいてということになりますけれども、そうでない部分についても、従来説明は申しあげているところでもあります。ただ、そういった意味では議決が必要かどうかということはやっぱり重要なことでもありますから、さらに検討はさせていただきますが、従来どおりに、いずれ議決あったからないからということではなく、やっぱりきちっと議会にも町民にも説明をしていく、またしてやっていく、それが先ほど答弁しましたように、町長が変わるたびにころころと全てが変わっていくということでは、町の将来性というか将来像といいますか、そう簡単に変わるものと変わらないものとあるはずですから、それは議会とも真摯に向き合いながら、今後も協議してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

ということは、これからもそういう計画にはきめ細かに情報公開して説明をしていくというふうに捉えてよろしいでしょうか。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

そのとおりであります。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

議会でも今、鋭意検討中でございますので、そのときにはどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。ということは、私たちに、よく新聞報道されてから、あ、そういうことだったのかなということも回避されてくるということになるのではないかと、町民からよく聞かれるのです、何だ議員も知らなかったのかというふうな話もよく言われますので、このような町民からの言葉もなく、そして私たちも説明され、そして審議して議論していただいた中での計画であれば、住民の人たちにもちゃんとしたある程度の説明はできるというふうに考えて、何だけ情けない議員でないかなというような言葉はいただかないように、自分たちも努力しながらやっぱりやっぴりやっぴりやっぴりかなければならないのではないかなというふうに思いますので、ぜひその辺のところは先ほど言ったように、3年間でも、本当に5年間の計画を立てた途端に震災があり世界遺産の登録がありという、町の中は大変いろんな事情も変わってきているところがありましたので、やはりきめ細かなところが必要ではないかなというところでご質問させていただきました。

それでは、「チーム平泉」についてのご質問にいたします。

町民みずから考え、行動することが住民自治の基本であるということは、先ほどから私もですし、町長もその話をしておられます。町民との対話を大切にするという町長の姿勢は私も大賛成であります。既に地域や団体が取り組み、提案の議論を進めているということのご答弁でござい

ますが、その議論を進めている内容、それから団体等がどのぐらいの数になって、どういう審議になっているのかということをお知らせいただければいいなというふうに思います。

それから、これから町長はどのような分野が幾つ、どのような分野を中心として「チーム平泉」を設置されているのか、その辺をもう少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。また、設置されているチームの意見とか提言、そういうのを後期計画、実施計画などに早速反映されるものかどうかということも含めてご答弁いただきたいと思います。

議 長（佐々木雄一君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

先ほども答弁したように、私が主宰としてチームというかそういう団体を結成しているのではないので、私からは幾らあるかということにははっきりは答えられませんが、今、私が知り得ている分では、まず地域でやられているのが2カ所と聞いておりますし、あと団体で「チーム平泉」にはならないかもしれないけれども、私たちは私たちという、就任してから、10団体にはなりません、恐らく8団体ぐらいには声をかけていただいて、そこで一緒になって今後の町の、例えば子育てのことであり、子育て支援のこととか、公民館の事業等についてとか、観光行政についてとか、あとは農業振興についてという部分等々お話しさせていただいております。

これを新しい後期計画に盛り込めるかといいますと、先ほどもお話ししましたが、いずれ行政として進めていただいておりますそれぞれの組織団体があります。そのことと、今、民間、各地域、各団体でやられている部分、例えば今後こういう計画をさらに見直して進めなくてはならないのだというお話をする段階で、また向こうからしていただいた段階で、それがどのように盛り込まれるかと、その方々もこうあったらいいなということを考えていただいているようでありますので、そういったことも私自身が熟知して、それがどのように盛り込めるかなんかという事は、また行政で推進しております委員会とも提案しながらやってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議 長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

そうしますと、町長はイメージ的にいうか、大体七つか八つぐらいがあるというふうな今、ご答弁でございましたが、そこには時々お呼ばれしていろんな話をしたりとかなんかも全くしないで、そのチームになっている3人なのだから10人なのだからわからない、それも全くわからない状態で、どういう話の内容だか、そういうふうなのを全くわからないままにいますか。まずその辺をお願いします。

議 長（佐々木雄一君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

私が今、参加させていただいているのは、最初であります。まさに今、寺崎議員がおっしゃったように、「チーム平泉」に私も、私たちの組織もというか団体も参加していきたいと、そういうためにはどういうことをこの中で提案して、そしてやっていったらいいのかという集まりで、まだ始まった段階ですので、その「チーム平泉」というのはどういうことで今度我々がその一員としてやっていったらいいのやというようなことなど等をその場で聞かれてお話ししてという、それから、では私たちはもっと団体として組織としてもう少し人に声かけてやってみるかというところもありますし、集まっていたいた6、7人のところもありますし、今後もっと声かけて、逆に地域として、一つの例を言えば、例えば7区、6区、5区、4区の地域としてやっていきましようという、そういった地域もありますし、あと部落内のそういった団体で、私たちもいろんなことを提言していきたいとかと言われて、そういうのに一度、まだその全体像何人いてどうのこうの、何人いてどういう形で進んでいるかというよりも、むしろその方々も今、新たに自分たちでいろんな考えをまとめて提言していきたいというお話をさせていただいているというふうな受けとめ方で現段階ではよろしいかと思えます。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

町長はそういう思いが多分あって、何となくわかるような気もするのですが、町民一人一人、私初め、いや町長は多分全ての施策のところを網羅できる、まずほとんどできているのでしょうかけれども、こまいところまではみんなどういう要望があるか、どういう暮らししているかというところまではやっぱりはかり知れないので、「チーム平泉」で、そしていろんな議論をしてほしいということで、町民、私初め、例えば町長が、いやちょっと福祉の面でなかなか介護の面は女性たちが介護とか子育てのほうはやっぱり今まで培ってきているので、女性団体でもしそういうことであれば、いろんな提言だったり意見も議論もして、女性の人たちにその辺のところを今の平泉に合うところはないかとか、それから高齢者の人たちであれば、草刈りをしてくれるにはあそこの草も大変だぞと、あそこは急な斜面だからどうのこうのと、そういうふうなところがあるので、こういうふうなところをぜひチームとしていろいろと議論、お話しして、町に提言してもらえないのかなというふうに、町民は待っている人もいるのですね。自分たちでまあやってみるかという形になれば最も理想なことなのですからけれども、やはりそこに公約と書いたのはその意味だったわけです。やっぱりどういうところで、町長がよく住民の声を反映したいがためにチームをつくって、あなたたちの意見を聞かせてくれよと、そして町の施策に生かしたいのだよと、そういう意味合いでとっている人が随分あると。なのでなかなか「チーム平泉」は形に見えてこないけれどもどうなっているのだということが聞かれますので、それもある程度、この1年間はグループづくり、そしてその次の年は内容を精査してもらおうとか、その次は職員に入ってもらおうというような、何かそういうちょっとした計画的なものがないと、ただ話してもらえばいいというものではないような気がするのですけれども、今、私の言っていることに対して町長はどのようなお考えなのかお伺いします。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

まさしく「チーム平泉」は、では、こういうふうなこういうのを、いろんなセクションをつかって、それを「チーム平泉」としてやりますからどうぞこれにという方法と、まさしくこの間、女性の会の武蔵坊でやったときの機会も、多くの会員の方々にお集まりいただきました。あの時点でも、ぜひ皆さんで「チーム平泉」をつくっていただいて、そしていろんなこれからの子育て支援であり、介護の問題であり、教育の問題であり、いろんな地域の課題を、皆さんが最も身近で感じていること、それが今までの段階で全て行政に反映されている部分ではないと思う。そういった意味ではいろいろな疑問も感じていることもあると思うし、そういった意味では自分たちで「チーム平泉」を設立していただいて、その人たちが一つの「チーム平泉」なのか、まさしく私は、では例えば老人の福祉についてとか、私たちのチームは障がい者福祉についてとか、私たちは例えば子育て支援についてとかという、そういうチームをつくっていただいて、そしてやっていただくというスタイルのほうが、まさに自然体でいいのではないかという考えであります。

かといって、手放しで、そっちから来ないから構わないでよくよということではなく、私も機会あるごとに今までも、先ほどもお話ししましたが、いろんな団体、また個人の集まりにも何度となく呼ばれてお話ししておりますので、そういった中で、ではこれからは私たちは観光の「チーム平泉」だなどと限定されない人たちで、ではこれには何会と何会と何会の長が入らねばだめだという、そういう限定されたものではなく、そういった中でたとえ人数が多くても少なくてもいい考えというのは当然ありますよね、それがまたヒントになって、それを町の、それは行政で主催する、そういったことにも反映させていける、そういうものにまた一助にもなるというふうに思っております。そういった形での、それが総合力としてのまさに「チーム平泉」ということを目指しているところであります。

いずれ、今、声がかげがずっと就任以来、忘年会とか新年会とかいろんな機会を通じながらお話ししてきておりますので、1年間はこれをまずはつくってということではなく、既に動き出せる部分から動き出していかないと、時間は待ってられませんので、今、その動きでいるところであります。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

本当に手探りの状態でいい形になってきて、行政区も「チーム平泉」という形でも考えられるし、団体も「チーム平泉」というふうな、何とでも考えられるということで、そうなる自分たちの活動の中で、では今度はこういう目標にしてこういうことを重点に活動してみるかなというのがまさに「チーム平泉」でないのかなというふうに思いますので、どうぞそういう機会を見ながら、町長は各団体のこれから総会がありますので、どうぞその辺のところを積極的に話していただいたほうがいいかと思っております。皆さん待っていますね。

ということで、そういうことで話はしてみたけれどもということで、よくこういう話があるわけですね。住民自治の基本はまず情報公開であると、役場の中での計画やら予算やら、そしてどういう補助金があるのか、その情報公開が、全く情報が提供されていないと、情報提供や伝達がうまく町民に理解されないでいるのではないかというふうに思います。だから、まずあそこの道路舗装してくれやとか、あそこの崖のところ草刈ってほしいとか、街灯をつけてほしいとかという、欲しい欲しいの住民要望に尽きるのだと思うのです。だから、そうすると役場に話したら、役場の職員から答えはいつも金はないのだと、あそこは県道だから、町道なので金はないの一点張りで、町民の不満を招いている状況がやっぱりあるのだと思うのです。今回、議会の懇談会やっても、議会で執行権ないから皆さんのご意見をお伺いしていきますということを話しても、いやいや3年間もあんたたち俺たちの意見聞いていったって何の変化もないぞと、何かの答えが欲しいのだということで、今回は当局からこまご答弁というか情報を出していただいて各区の区長さん方にお渡ししたところがございますが、まずとにかく情報公開をやっていないと、住民は欲しいのだやってくれということがいっぱい出てくると思うのです。だから、住民に理解できる情報伝達を今後積極的に対応していくことがまた「チーム平泉」だったり、住民に応えることではないのかなというふうに思いますが、この情報提供ということをどのようにお考えになっているのかなと。それでもう十分やっているよということなのだからどうか、その辺のところをちょっと確認をとりながら再質問で議論を進めていきたいというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

情報の提供という観点から申し上げれば、制度的なものについては情報公開しているというふうに思っております。

ただ、その中で必要とする内容の情報、個々が必要とする情報の内容は違いますので、それに対して答えられているかどうかという問題だと思っております。ですので、少なくともそういうものについての問い合わせというのがあった場合については、区長会議等もございますけれども、その中ではその場所でご回答してございますし、いずれ個々の住民の方々に対する、その要望している内容に対してまでは答えられませんけれども、制度的にやらなければならないものについてはもう現在では公開しているものというふうに考えてございますし、それから必要なものについては今後はいずれ機会を捉えまして、可能な限りやりたいというふうには思っております。

ただ、何を求める、何が欲しいという形のものの内容がちょっとはっきりしませんので、行政でやっていることを全てインターネットなり広報上で配信すればいいのかもしれませんが、それについてはちょっと限りがございますので、その辺の情報、内容等が把握できればそのものについてはその代表の方なり、その機会を捉えて個人の方なりには可能かというふうには思っております。

議 長（佐々木雄一君）

5 番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

そういう予算の、よその町の例なのですが、そういう情報公開をもう本当に冊子にして住民に手渡しているというふうなところも、画期的な自治体もあったり、自治基本条例などをつくって、そして町の住民からの協力をもらって、なるほどこういうことだったら俺たち言っていることに対してはなかなか無理難題なことだったのだなというところで、もうこれも協働のまちづくりだったりするということで、やっぱり可能な限り情報提供し、伝達し、そして住民の協力を得ることが私はこれからのまちづくりには欠かせないことではないかなというふうに思うのですが、町長どうでしょうか。

議 長（佐々木雄一君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

議員おっしゃるとおりですが、ただいまの質問ですが、当然全て、少なくとも情報を隠しておくということはありません。1つは、ただどのように順序立てて説明していいのか、出していいのかということはあると思います。どんどんどんどん出せばいいということで、ただみんな出せばそれでいいかということではなく、やっぱりそれを効果的に説明もでき、出していかなくてはならないというふうに思います。特に、全てというのは、今回の地方創生の件もなのですが、全く町としても、この間議会の方々にも議員の皆さんにもご説明は申し上げましたが、まさに例えば週末に来て来週の月曜日には出せとか火曜日に出せというような、そんな状況のそういう情報もありまして、本来であれば町として、ではこれをどう取り組んでいくかということ、皆さんともきちっと議論しながらやりたいものも実はあります。しかし、その場で即刻、今まで町としてこれはぜひ必要だなと思っても、財政的な厳しさもあったりして取り組めなかったことも事実あります。そんな中で、内部でもいろいろ調整しながら、今回の事業もではこれとこれは取り組めるなということで、拙速、やるほうで拙速という言葉も大変いい話ではないのですが、といいながらもやっぱり今、町で必要なものというものをいろいろと手分けしながら各課でやっておりますので、そういったものもきちんを見定めながら、どんどんできるものはやっぱり公開していきたいと思えますし、なおかつ個人で町に対してうちのほうの、例えば先ほど街路灯の話なども出ておりますが、そういったことも直接言ったらばやっていただいたということではなく、やっぱり区長さんが知らないでいると困ることもありますので、遠回しになるかもしれませんが、きょうのお話は承っておきますけれども、どうぞ区長のほうにもお話ししてくださいというようなこともやっていかないと、また区長会でもうちのほうでは知らないでいたと、いつどこから誰からそういう話来たということでも困りますし、そういった意味では行政としてもその辺は一つの筋道を立てながら、また調整しながら説明してまいりたいというふうには心がけておりますので、どうぞよろしくお願いします。

議 長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

情報公開、全て100%出せと言っているのではございません。町長が言っていることは、十分に私も理解できますし、例えば今言ったように、防犯灯もいやいや積極的に気づいた人が当局に来たと、そういうその物事を進めていくための順序がわからなかったり、どの課に行ったらいいかわからないということが、そういう情報も提供すること、金額的なこととか予算的なこととかそういうことでなくて、例えば防犯灯をつけてほしいというときは、今言うように区長さんを通して、区長さんは総務企画課に行くのだと、それすらもわからないで暮らして、それすらといったら語弊がありますけれども、そういう順序立てて役場に来て話し合っていく筋道がわからないことがいっぱいあるわけですね。だからそういうところをきめ細かに情報公開して、例えばこういうことでこうですよと、それは総務企画課で担当していますよというような、そういう具体的な生活に密着した情報と、それにかかわって金額はこのぐらいに今年度はなっていますよというような、やっぱり住民に理解できる情報伝達が必要ではないかということを私は言っていて、そういうのを冊子にして町民に配っている市町村は岩手県内でもあるということを私はちょっと読み合わせした本にあったものですから、これは本当にそうすると担当課の職員も、言葉の使い方も、「いや金ないのっしょ、そいつはもう予算終わってしまったからっしょ」と、こういうふうに言われると、せっかく来た町民が何だっけ、門前払い同然に言われてしまったので非常に不満と、それから協力体制という気持ちをそいでしまうと、だからそういうところを情報公開して、丁寧に住民に知らせてはどうかということでもございました。ちょっと言葉足りなかったのですが、その辺も十分に教えていただき、区長さん方はもちろん知っているでしょうけれども、そこからさらに住民にはなかなか伝わってこないところがありますので、どうぞその辺も何らかの形でできるだけ住民に理解しやすい、専門用語でない言葉で公開をしていただければいいなというふうに思います。

では、協働のまちづくり計画のところにも再質問を移していきたいとしたいと思います。

行政主体の平泉町みんなで作るまちづくり委員会というのがあって、平成25年に行動指針というのもつくられているようでございます。アンケートもとって立派にできていて、コンサルタント会社にも高々なお金を支払っているようでございますが、この主な活動内容が成果表では、平成25年度の分については見せていただきましたけれども、やっぱりよく見えてこないの、この委員会の活動が見えないのですが、この委員会は今後どのような役割を持って、ちょっと答弁にもありましたけれども、ちょっと理解しがたいのですけれども、もう少し具体的な話で答えていただければなというふうに思います。お願いします。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

協働のまちづくり委員会に関してでございますけれども、具体的な取り組みそのものが、まず住民の方々がよくその方向性がわからないということもございましたので、まずはその中でこ

ういったものもこういったものもできるのですよと、こういったことを議論しながらこういった方向にもできるのですよというような形の勉強会からまず始めていったところでございます。

それで、これからの取り組みとして、いずれ行政だけでは住民の要望に対応できない部分が増えてきている現状でございますので、それを民間の方、住民の方々と一緒に手と手を携え合いながら取り組んでいくというふうな方向のスタイルをつくるための組織化を、組織化というかその中での議論を展開していきたいというようなことで設定したのが始まりでございます。それでございますので、最終的にどういうものをどういうふうに委員会にまとめていくというものではなく、皆さんがさまざまな広範な意見を持って集まってきて、今度はこういう取り組みがいいのではないとか、こういうふうな形にすれば、例えばこれからさまざまな議論をするための組織が欲しい、それでなければ私たちはこれからまちづくりのためにこういうイベント等をやりたいとか、そういう同じような目的を持っている方々の組織化を進めるための委員会、受け皿ともなっていたきたいというふうな考え方もございますので、例えば今後のそういう議論を展開する場の委員会、会議でもいいですし、具体的にではこれからこの地域ではこういうイベントが必要なのではないかという形のそういう議論をする形の展開でもいいと思いますし、それからコミュニティビジネス、こういうことで私たちは女性の方々が集まって手芸をしたりですか、あとはまた中尊寺さん、毛越寺さんから使わなくなったろうそく等をいただいて、それを活用して新たな平泉を代表とする商品化に向けてのコミュニティビジネスの方向の展開をしたりというふうな形で、さまざまな方向性があるものだと思っております。そういう形のきっかけづくりをするための受け皿となるような委員会という形でイメージ、ちょっと余りにもそのイメージを膨らませ過ぎているところもございますけれども、そういうふうな方向性に持っていきたいというふうな形では考えているところではございます。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

ちょっとまだ私も理解できないのですけれども、だんだんに理解するように努力したいと思います。

それでは、協働のまちづくりの交付金のところで、これはとても有効な交付金だというふうに思って予算書も見せていただきました。今年度は120万という高額な予算計上されておるようでございます。これはみずから企画実行する、今は協働のまちづくりの委員会の母体になるのだから、全くそうではないのだからというこのリンクもちょっとわからないのですが、いずれこれを活用して昨年もいろんな人たちが事業を興しているということで、この交付金については非常に私は喜ばしいことだなというふうに思います。しかし、この交付金も今年度は120万というのを付けていただきましたけれども、実はこの交付金の情報もなかなか広報でもしばらく見えませんでしたし、その担当課の職員だったり、知っている人のお友達同士だったらわかるのですが、この交付金のことについての、ありますよというところがなかなか見えなかったのですが、今度はその情報を伝えてほしいなというふうに思いますので、この120万をつけた効果も期待されるわけでご

ございますので、この伝達方法と、それからどれだけの効果を期待しているのかということをお伺いしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

まず、周知方法でございますけれども、今年度につきましては多分年度初め、4月ではなく5月か6月だったと思います、その年度初めに一度だけ広報紙上でその紹介した、周知した程度だったかと思ってございますので、ちょっと周知の頻度が少ないというご指摘はそのとおりでと思ってございますので、もう少し周知する期間を多くとりたいと思ってございますし、インターネット上にもその内容は見られるようになってきているかと思っておりますけれども、それらについての周知方法についても、もう少し多くの方々に周知を図って、質の高い、質のいい事業内容に対して交付できるような形で取り組ませていただきたいと思ってございます。

それから、効果につきましては、いずれまずはこの補助金を使っていただきながら、それに取り組む団体であったり組織であったりというものの活性化につながればいいなというふうに思っておりますので、具体的にはそれに取り組んだ事業数というか、それを活用するために新たに組織等ができたということであれば、それらはそれで一つの効果だと思っておりますけれども、ちょっと具体的な効果等の把握方法、先ほど申し上げた総合計画の中での指標目標みたいな形のものまでは設定してございませんでしたので、それもその効果を数字的に把握できるような方法等も含めて検討しながら、この効果については今後引き続き継続していきたいと思ってございますので、その中で効果を出せるような形の取り組みをしてまいるように心がけたいというふうに思います。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

本当に質の高い効果のある活動に補助金を使っていただきたいというふうに思います。

それで、交付金の申請に当たり、活動目的を明確にするにも、よその町ではもうこういうことをやっているのですけれども、当町ではなかなかそれを取り入れないようですが、プレゼンテーションを行って一般公開してはどうかというふうに思います。企業、団体、個人がそれぞれの能力を発揮して、効率的な活動に結びつけるためにも、申請方法として、いやプレゼンテーションがだめだったから出せませんよではなくて、やっぱりそういう場を提供して、それが計画をして育成にもなっていくますし、質の高いものになっていくというふうに考えます。そういう育成も兼ねながら、自分たちはこういうことに、こういう形で私たちはやっていきたいのだということをプレゼンテーションを、やっぱり何日の何日まで申請してくださいと、何日からここでプレゼンをしますよという、そういう育成とか活動とかというと、何だあいつら何やっているのやみたいなことにならないわけですね。全部一斉にそういうプレゼンテーションすると、みんなの前でお話しすること、そして報告することはどうすることかということの育成にもなっていくのだと思うのです。質の高い町民が出てくるというふうに思いますので、そういうふうなことも今後考

えてみてはどうかと思うのですがいかがでしょうか。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

寺崎議員ご指摘のとおり、プレゼンテーションの必要性とか、活用した場合のその効果というものは非常に高いものがあると思います。いずれ募集期間を定めまして、その期間にどれぐらいの事業に対する募集があるかというようなことでございます。いずれ今までですと、どうしてもそれだけの募集件数もなかったものですから、まずは来た段階で、来た順番に交付金を、もちろんその事業内容は見させていただいて、適当であると、妥当であるというふうな事業につきまして、今まではつけさせていただいたところでございますけれども、いずれこの平成27年度につきましては、ある程度その期間を定めた中で、そこに来た件数を見させていただいて、プレゼンも含めた形の検討をさせていただいての決定方法もあるのかなというふうに思います。

ただ、もしかして応募件数その時期にどうしても集まらないということであれば、どうしてもやっぱり希望する事業であれば早く着手させたいという気持ちもございますので、事業内容等を事務方のほうで検討させていただいて、それが十分な応分な内容であれば対応させていただいて、交付するというような方向も出る可能性はあるかと思っておりますけれども、いずれ極力そういうふうな、今ご指摘いただいたような内容で検討はしてまいりたいというふうに考えております。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

ぜひ、1年に1回だけというのはやっぱり大変だと思います。それも知らなかったりということがあるので、前期と後期とか、今、課長がおっしゃったような方法も一理あるかと思っておりますので、そういうことをやっぱり始めていくということが、町民にとっては伝達されて、情報をもって、そして自分たちで活動していくのだという意識を持たせるということにも十分にいいのではないかというふうに思います。

それでは、ちょっと最後の質問にします。

今後、NPO法人化ということも、去年の計画だと2団体をつくって、平成27年までだということですが、今のところ1団体のようなのですが、このNPO法人の設立支援事業の方向性はどのように考えているのか、また現在あるNPO法人への支援の対応はどのようになっているのかお知らせいただきたいと思っております。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

新たなNPOへの設立支援でございますけれども、これについては事務的な内容等の支援でございます。実際的には、その申請箇所については岩手県の県南広域振興局のほうに窓口がございますので、そちらのほうの紹介とか、あとはもう既に設立をした団体等もございますから、それ

らの団体さん等のほうからこの申請をする際にはこういう苦労があったよとか、そういう形のものをお聞かせいただいたのをお知らせしながらという形の育成方法はあるのかなというふうに思っています。

それから、NPO法人に対する支援の方法ということでございますけれども、行政サイドでこれからさまざまな計画、新年度についてもあるわけでございますけれども、そういうような内容のもの一つの受け皿組織となることも可能だと思っております、期待しているところでございますので、そういうふうな形の問いかけ等をしながら、支援の一つの一助にしていければというふうに思っているところでございます。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

町の中には、いろんな専門的なものを持った人たちがいっぱいいますので、育成していくということは大変時間のかかることですが、人探しをしたほうが良いと思います。

それで、やっぱりこの協働のまちづくりに対しては、こういうプレゼンテーションして行って、自分たちで1つの目標を持って、自分たちで活動していくことはとてもいいことなので、そういうところをどんどん進めて行って、行政だけではなかなか細かいところまでいきませんので、そういうところを含めながら、NPO法人とか団体等の育成というよりも、団体もだんだんと衰退している状況でございますので、新たな、この指とまれのNPO法人とか、そういう「チーム平泉」の中からのNPO法人化をとって、そしてやっていけるような、団塊の世代の人たちがまだまだ元気です、専門知識を持った人たちがいますので、そういう人たちの、人づくりも大切ですけれども、今のこの忙しい時期だったら人探しをしたほうが良いと思いますので、どうぞ嫌わずにいろんな方に声をかけて、そしてグループ、そしてNPO法人化を進めていただければというふうに思います。

以上、私の質問はここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐々木雄一君）

以上で本日の一般質問を終わります。

議長（佐々木雄一君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は明日10日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

引き続き、ここで議長から予算特別委員会の招集を当席よりいたします。休憩後、予算特別委員会をこの場で開催しますので、ご参集願います。

散会 午後 3時57分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐々木 雄 一

署名議員 石 川 章

同 小 松 代 智